

平成28年度

教育委員会の点検・評価報告書（案）
（平成27年度対象）

**平成28年9月
島根県教育委員会**

目次

■ はじめに

1 点検・評価の趣旨	1
2 点検・評価の構成	1
3 施策体系表	2

■ 平成27年度の点検・評価

1 平成27年度の島根県教育委員会委員の活動状況について	3
2 第2期しまね教育ビジョン21取組状況の点検・評価	
I 教育目標「向かっていく学力」関連	7
II 教育目標「広がっていく社会力」関連	15
III 教育目標「高まっていく人間力」関連	22
IV 「島根の教育目標を達成するための基盤」関連	29
3 島根県総合教育審議会の主な意見	51

■ はじめに

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「第2期しまね教育ビジョン21」（平成26年7月策定）の取組について、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」 (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の構成

(1) 項目

点検・評価の対象項目を「第2期しまね教育ビジョン21」の施策とし、施策ごとに点検・評価をします。

(2) 取組の基本方針

「第2期しまね教育ビジョン21」の【基本方針】を転載しています。なお、【基本方針】に掲げた事項を「実現」することが【成果目標】となります。

(3) 平成27年度の取組の概要

平成27年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

(4) 評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

(5) その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書と見なすものとします。

3 施策体系表

島根の教育目標	施策番号	施策名
I 向かっていく 学力	1	(1) 学力の育成
		(2) ものづくり活動の推進
		(3) 情報教育の推進
		(4) 読書活動の推進
II 広がっていく 社会力	2	(1) 社会性の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成
		(3) 国際理解教育の推進
		(4) ふるさと教育の推進
		(5) 学び直しや就労に向けての支援
III 高まっていく 人間力	3	(1) 心の教育の推進
		(2) 「しまねのふるまい」の推進
		(3) 人権教育の推進
		(4) いじめ・不登校に対する取組の充実
		(5) 文化活動の推進
IV 島根の教育 目標を達成する ための基盤	4	(1) キャリア教育の推進
		(2) 特別支援教育の推進
		(3) 幼児教育の充実
		(4) 異島・中山間地域の教育力の確保
		(5) 私立学校への支援
		(6) 「生きる力」を支える健康づくり
		(7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
		(8) 安全・安心な教育環境の整備
		(9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進
		(10) 社会教育の振興
		(11) 生涯・競技スポーツの推進
		(12) 文化財の保存・継承と活用

■ 平成27年度の点検・評価

1 平成27年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

(1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、平成27年度に14回の教育委員会会議を開催し、議決事項36件、承認事項5件、協議事項4件、報告事項90件について審議を行いました。

(単位：件)

回数	開催年月日	議決	承認	協議	報告	その他	計	傍聴者 (人)
1	平成27年4月24日(金)	-	1	-	8	-	9	1
2	平成27年5月21日(木)	2	-	-	5	-	7	5
3	平成27年6月17日(水)	3	-	1	8	-	12	7
4	平成27年7月23日(木)	1	-	1	4	-	6	7
5	平成27年8月24日(月)	1	-	-	4	-	5	2
6	平成27年9月4日(金)	4	-	-	8	-	12	5
7	平成27年10月9日(金)	2	1	1	11	-	15	3
8	平成27年11月5日(木)	2	1	-	6	-	9	2
9	平成27年12月17日(木)	1	1	-	9	-	11	2
10	平成28年1月20日(水)	1	-	-	7	-	8	4
11	平成28年2月4日(木)	7	-	-	4	-	11	7
12	平成28年2月24日(水)	4	-	-	4	-	8	8
13	平成28年3月14日(月)	1	1	1	5	-	8	8
14	平成28年3月24日(木)	7	-	-	7	-	15	3
計		36	5	4	90	-	135	64

(2) 意見交換の実施

①教育委員協議会の実施

教育課題への認識を深めるとともに、教育委員の意見を課題解決に反映させるため、教育委員協議会を開催し、意見交換を行いました。

回数	開催年月日	件数
1	平成27年4月24日(金)	1
2	平成27年5月21日(木)	4
3	平成27年6月17日(水)	4
4	平成27年7月23日(木)	6
5	平成27年8月24日(月)	2
7	平成27年10月9日(金)	1
8	平成27年11月5日(木)	2
9	平成28年1月20日(水)	1
10	平成28年2月4日(木)	2
11	平成28年2月24日(水)	1
計		24

②教育懇話会への参加

地域の教育関係者が参考する教育懇話会に出席し、教育課題について意見交換を行いました。

開催年月日	開催地	テーマ
平成27年8月6日(木)	知夫村	ふるさと教育について
平成27年8月17日(月)	大田市	ふるさと教育について
平成27年8月27日(木)	益田市	ふるさと教育について
平成27年10月21日(水)	雲南市	ふるさと教育について

(3) 教育現場等の視察

①学校視察

学校現場の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、学校訪問等の視察を行いました。

視察年月日	視察先
平成27年8月7日(金)	知夫村立知夫小中学校
平成27年8月28日(金)	益田市立匹見中学校、益田市立匹見小学校
平成27年9月25日(金)	江津工業高等学校
平成27年10月23日(金)	出雲養護学校雲南分教室
平成27年11月13日(金)	出雲市立塩治小学校

②公安委員会委員との合同視察

教育行政と警察行政の双方に関連するテーマについて共通の認識を深めるとともに、相互の連携強化を図るため、公安委員会委員との合同視察を行いました。

【視察年月日】 平成28年1月20日(水)

【視察場所】 松江少年鑑別所

(4) その他の活動

①各種会議への出席

全国都道府県教育委員会連合会、中国五県教育委員会委員全員協議会などに出席し、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

開催年月日	会議名	開催地
平成27年 5月 18日（月）	全国都道府県教育委員長委員協議会理事会	東京都
平成27年 6月 22日（月）	全国都道府県教育委員長委員協議会理事会 全国都道府県教育委員会連合会理事会	東京都
平成27年 7月 13日（月） 7月 14日（火）	全国都道府県教育委員長委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会	広島県
9月 8日（火）	全国都道府県教育委員長委員協議会	東京都
平成27年10月 27日（火）	新任教育委員研究協議会	東京都
平成28年 1月 27日（水） 1月 28日（木）	中国五県教育委員会委員全員協議会	島根県
平成28年 2月 1日（月）	全国都道府県教育委員会連合会総会 全国都道府県教育委員長委員協議会	東京都

②国体選手の激励

7月を国体選手競技力レベルアップ月間と定め、各競技の強化練習会、強化試合の会場を訪問し、選手の激励を行いました。

激励年月日	競技名	会場
平成27年 7月 5日（日）	ハンドボール	江津市
平成27年 7月 5日（日）	カヌー	出雲市
平成27年 7月 19日（日）	フェンシング	安来市
平成27年 7月 25日（土）	卓球	出雲市
平成27年 7月 25日（土）	なぎなた	出雲市

2 「第2期しまね教育ビジョン21」取組状況の点検・評価

I 教育目標「向かっていく学力」関連

1-(1) 学力の育成

【基本方針】

①学校・家庭・地域での学力観の共有

学力（学ぶ力・学んだ力）とは何かという学力観についてわかりやすい形にまとめ、学校・家庭・地域で共有し、教職員・子どもたち・保護者が共通認識を持って行動することができるよう取り組みます。

②学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

小学校段階から、学力の基盤となる言語に関する能力をはじめとした基礎・基本の定着を図るなど、「学んだ力（知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力）」を高めるとともに、「学ぶ力（主体的に学び、向上しようとする力）」を高める授業の工夫・改善を推進します。

③学力調査結果の分析に基づく授業の改善

学校における学力育成策の立案にあたっては、計画、実行だけでなく、その前後の学力調査結果などのデータ分析や検証まで含めたP D C Aサイクルとなるようにし、授業の改善に取り組みます。

④教員の指導力向上のための指導・研修の充実

教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどP D C Aサイクルを確立することにより、指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう取り組みます。

⑤家庭学習の充実に向けた取組の推進

家庭学習の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供し、情報共有と相互理解の上、基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ることを通して、家庭学習の充実につながるよう取り組みます。

⑥学校のマネジメント力の向上

集中して授業に取り組める良好な教育環境の整備、保護者との信頼関係の構築、学校種間の連携の推進などを実現するための学校のマネジメント力を高めます。

①学校・家庭・地域での学力観の共有 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・「第2期しまね教育ビジョン21」で示される学力や「しまねの学力育成推進プラン」に基づく取組、家庭の役割などをまとめた家庭向けの教育情報紙を使って、学校を通じて家庭に情報発信した〔取組の対象：小・中学校の保護者〕・子どもたちの学力を伸ばし、限りない可能性を広げるため、フォトしまねに「家庭生活5か条のススメ」を掲載し、家庭や地域に情報発信した。〔取組の対象：全校種の保護者、地域〕・保護者や地域住民を評価委員とする学校評価をすべての学校で実施しており、学校での学力育成に関する取組について理解を図った。〔取組の対象：全校種の保護者、地域〕	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・プランに基づく取組や家庭の役割などについて家庭や地域に発信することを通して、学力育成についての家庭や地域での理解がある程度進んだ。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も、引き続きプランに基づく取組や家庭の役割などについて、学校などを通じて家庭や地域に発信していく。
--	--

②学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実や目標（めあて・ねらい）を明確にした授業、授業の振り返りの徹底等、学習意欲の向上や学習内容の定着に効果がある授業の在り方について研修を実施した。 <p>【取組の対象：小・中学校の教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科リーダー教員の対象教科を5教科から8教科に拡げて、若手・中堅教員の授業力を向上させるとともに、指導力のある教員のノウハウを次代に継承する取組を実施した。 <p>【取組の対象：高校の教員】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校の学力育成リーダーを対象とした研修では、研修内容を工夫し、研修参加者の授業改善への意欲を高めることができた。 ・中学校3年生の数学の勉強が好きな割合が上昇しない現状にあり、系統性の強い算数・数学では、小学校段階からの積み重ねで学ぶ意欲を高める必要がある。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生の算数の勉強が好きな児童の割合が57.7%で、全国平均（66.6%）に比べて低い状況にあり、算数授業改善推進校事業を中心として、学習意欲などの学ぶ力を育む授業改善を充実させていく。
--	--

③学力調査結果の分析に基づく授業の改善 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力調査の活用が進むよう、各学校が結果を分析・活用するための分析シートを提供し、自校採点結果からいち早く自校の課題を把握し、個別の指導にあたることを推奨した。 <p>【取組の対象：小・中学校の教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力調査で課題のみられた小学校について、各学校での組織的な授業改善が図れるよう、管理職を対象とした臨時の説明会を実施するとともに、指導主事がすべての学校を訪問し、算数の授業改善に向けて指導・助言を行った。 <p>【取組の対象：小学校の教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月に県学力調査を実施し、学力調査結果を生かした授業改善とPDCAサイクルの確立が進むよう、各学校の学力育成に中核的な役割を担う教員を対象とした研修を実施した。 <p>【取組の対象：小・中学校の教員】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力調査の自校採点の意義や活用について、各学校への周知が十分ではなかったため、学校によって自校採点の取組に差が見られた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力調査と県学力調査を活用したPDCAサイクル確立のために、全国学力調査の自校採点を今後も推奨し、各学校が学校全体で組織的に授業改善に取り組むよう促していく。
---	---

④教員の指導力向上のための指導・研修の充実 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターにおける研修や各学校での校内研修の充実のために、研修を精選・重点化し、教育センターで研修を実施しない日を設け、教育センター等から学校へ出向いて行う研修や講座を増やした。 <p>【取組の対象：全校種の教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問指導について、単発型の学校訪問に加え、学校の主体的な取組を支援するための継続型の学校訪問を実施した。 <p>【取組の対象：全校種の教員】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修については、学校における校内研修の時間を確保できるようにするとともに、一つ一つの研修のPDCAサイクルが機能するよう改善できた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝達型の研修だけでなく、参加型の研修の充実を図るとともに、各学校での校内研修の支援を一層充実させていく。
--	--

⑤家庭学習の充実に向けた取組の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】 <ul style="list-style-type: none">・家庭学習の充実に向けて、教育情報紙やフォトしまねに家庭学習の現状や家庭生活改善のための記事を掲載した。〔取組の対象:全校種の保護者〕・授業の補充や家庭での学習に使えるプリントを小学校に配信し、家庭学習等に活用した。〔取組の対象:小学校の児童〕	【評価】 <ul style="list-style-type: none">・小学校において、児童一人一人の学習ペースや課題に応じたプリントを提供し、学習習慣の確立を図る取組を推進できた。 【今後の対応】 <ul style="list-style-type: none">・今後も、家庭学習の充実に向けた啓発記事を様々な場で発信していく。
---	---

⑥学校のマネジメント力の向上〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】 <ul style="list-style-type: none">・「学校管理職等育成プログラム」に沿い、学校マネジメントを中心とした管理職研修へ改編し実施した。〔取組の対象:全校種の教員〕・ミドルリーダー宿泊研修や主任等研修においてマネジメント力育成に関わる内容を強化した。〔取組の対象:全校種の教員〕・新任教職員研修、6年目研修、11年目研修において段階的に学校マネジメント研修を実施した。〔取組の対象:全校種の教員〕	【評価】 <ul style="list-style-type: none">・管理職だけでなく全ての教職員が、学校マネジメントを意識して教育活動に取り組む必要があるという意識を高めることができた。 【今後の対応】 <ul style="list-style-type: none">・マネジメントに関する様々な研修により、多くの教職員の意識を高めるとともに、研修の質を向上させる。
--	---

【総合評価】

県教育委員会と市町村教育委員会の協同組織「学力育成会議」で連携・協力することで、学力育成推進プランの3つの柱「授業の質の向上」、「家庭学習の充実」、「学校マネジメントの強化」に基づく様々な取組を推進した。

学力の育成にあたっては、現状では学習意欲などの「学ぶ力」と知識・技能などの「学んだ力」を効果的に循環させることができるとともに、引き続き様々な取組を推進していく必要がある。

1-(2)ものづくり活動の推進

【基本方針】

①小・中学校におけるものづくり活動の推進

ものづくりの楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組みます。

②専門高校における産業人材の育成

本県のものづくり産業を担う人材を育成するため、専門高校を中心に、高等学校でのものづくり教育を推進します。また、技術の高度化の進行に対応するために、より専門的な知識や技能を持つ人材の育成に取り組みます。

①小・中学校におけるものづくり活動の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】 <ul style="list-style-type: none">・社団法人島根県建設業組合連合会の協力により、小・中学校でものづくり教室を実施した。〔取組の対象:小・中学校の児童、生徒〕・島根県技術・家庭科研究会の主催する中学生ものづくり競技大会を後援するなど、生徒のものづくり活動への参加を促進した。〔取組の対象:中学校の生徒〕	【評価】 <ul style="list-style-type: none">・小中学生がものづくりの楽しさを体験し、地域産業への理解を深めることができた。 【今後の対応】 <ul style="list-style-type: none">・地域の団体、教育研究会と連携を深め、ものづくり活動の推進を図っていく。
--	---

②専門高校における産業人材の育成[教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・生徒が地域や地元企業と連携し、課題解決学習に取り組む「产学研官連携による課題研究事業」を専門高校を対象として実施した。(実績:15校、51テーマ)〔取組の対象:高校の生徒〕

【評価】

- ・本事業の実施により、地元企業との連携が進み、生徒の専門知識や技術の習得を図ることができた。

【今後の対応】

- ・地元企業との連携を一層強化し、地域産業を支える人材の育成を図る。

【総合評価】

各校種において、地元企業・団体等との連携が進むことによりものづくり活動に対する地域理解が進み、勤労観・職業観の育成につながってきている。

1-(3)情報教育の推進

【基本方針】

①調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育みます。また、インターネット等を活用し、全世界とつながり、国内外の多様な人々との交流を図る学校活動を展開します。

②教員の情報活用能力の向上

学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシー及びICT機器の活用能力を向上させる研修の充実を行います。

③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

情報化の弊害について、学校、家庭や警察などが連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して危険性の周知や情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への啓発などを行います。

④インターネット利用上の課題に対応するネットバトロールの実施

インターネット上の掲示板、SNS等における誹謗中傷やいじめ等の課題に対応するため、引き続きネットバトロールを行います。

①調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成[教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・学校図書館活用教育研究事業を実施する小・中学校14校に非常勤講師を配置し、司書教諭を中心とした学校図書館活用教育の研究、実践、普及を行った。14校では、公開授業等を通して研究の成果を近隣の学校に普及した。

〔取組の対象:小・中学校の児童、生徒〕

- ・発表力を高める「しまね調べ学習プレゼンテーションコンテスト」を実施し、本選会で9人がプレゼンテーションを行った。本選会の様子をポスターとしてまとめ県内に配布し、普及を図った。

〔取組の対象:全校種の児童、生徒〕

- ・文部科学省「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」を受託、飯南町の2小学校を指定実証校とし、図書資料とICTを有効に活用した学校図書館活用教育について実践的に研究した。

〔取組の対象:小学校の生徒〕

- ・ICT機器を活用した高校での新たな学びを推進するため、「ICTの活用による新たな学び推進モデル事業」の指定校でプロジェクトや実物

【評価】

- ・学校図書館活用教育研究事業では、授業や成果物の公開を行い、学校図書館を活用して情報活用能力を育成する授業を普及することができた。

- ・学校図書館を活用した調べ学習が、小中学校で浸透しており、学校で実施される情報活用スキル学習の種類や図書館を活用して授業を行った教科が増えた。

- ・ICTを活用した教育推進自治体応援事業ではICTを活用した学校図書館活用教育モデルカリキュラム(国語科)を作成し、指定実証校での効果検証を行うことができた。

- ・「ICTの活用による新たな学び推進モデル事業」では、指定校に浜田高校1校を追加し、ICT機器を整備し、高校における新たな学びを推進する環境整備が進んだ。

【今後の対応】

- ・学校図書館活用教育については、学校図

<p>投影装置等のICT環境を整備した。</p> <p>〔取組の対象:高校の生徒〕</p>	<p>書館を活用したモデルカリキュラム等を作成し、公開授業等を通して県内に普及を図り、情報活用能力の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね調べ学習プレゼンテーションコンテストについては、参加者が増えるよう働きかけていく。 ・ICT機器の活用については、4校の指定校の取組を参考にし、協働型・双方向型授業との関連も含めて研究していく。
---	---

②教員の情報活用能力の向上〔教育指導課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育センターにおいて、教員を対象とした情報活用能力向上研修の質の向上を図った。 <p>〔取組の対象:全校種の教員〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26「学校における教育の情報化の実態」調査では、「教材研究などにICTを活用する能力」が78.5%（全国平均82.1%）、「児童・生徒のICT活用を指導する能力」が60.8%（全国平均65.2%）となっており、いずれも全国平均を下回っている。引き続き研修の充実を図る必要がある。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育センターの出前講座を増やすとともに、学校のニーズに応えた情報活用能力向上研修の充実を図る。
---	--

③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

〔教育指導課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルにかかる啓発を目的として、児童生徒及び保護者向けに月1回啓発チラシを作成の上、各学校に提供し、周知を図った。 <p>〔取組の対象:全校種の児童、生徒及び保護者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校入学前の生徒・保護者を対象に、情報モラルにかかる講習会を実施（計5校）。 <p>〔取組の対象:小学校の児童及び保護者〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月作成してシリーズ化することで、継続的に児童生徒・保護者へ周知を図ることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシの毎月の作成・配布に加えて、学校便り等に挿入できる一口啓発メモも作成し、各学校への周知を図る。 ・昨年度実施した入学前生徒・保護者への情報モラルにかかる講習を各学校で実施ができるよう、講師養成のための研修等を実施する。 ・今後の対応の基礎資料とするため、小・中・高校生 約3,300人を対象にアンケート形式でインターネット環境等利用実態調査を実施する。
--	---

〔保健体育課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等の利用が子どもたちの健康被害や生活習慣の乱れにつながらないように「健康づくりサポート事業」を実施し、指定校による調査・研究や健康問題解決への対処スキルの研修を充実させた。 ・メディアの専門家が学校へ出向き、子どもや保護者、地域住民等に過度なメディア接触の健康被害等の実態や対策について講義・授業を行った。 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア使用について、子どもが自己決定し、行動選択することの重要性を啓発することができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やスマートフォンを平日1日1時間以上使っている児童生徒の割合は増加している。（小学校6年生は平成26年度15.0%、平成27年度24.0%、中学2年生は平成26年度34.9%、平成27年度50.8%
--	--

- ・メディアの専門家派遣校は、平成26年度が61校、平成27年度が70校と、各学校からの要請が年々高まる傾向にあることから、専門家のネットワークづくりを進め、関係部局と連携しながら、各学校の状況に配慮して講師を派遣した。

〔取組の対象：幼稚園、小・中学校、高校及び特別支援学校の児童、生徒、保護者及び教職員〕

- ・「健康づくりサポート事業」の指定校で健康教育プログラムの研究を行った成果を県内の学校に普及啓発していく。
- ・幼稚園からの講師派遣希望が増えてきたことから、今後は、幼稚園の保護者を対象とした研修会等への専門家の派遣を増やし、メディアとの上手な付き合い方があわせて、遊びをとおした体づくりについても伝えていく。

④インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・公立の小学校（各校年2回）・中学校及び県立学校（各校年6回）ごとに定期的に検索を行い、問題投稿等について監視した。

〔取組の対象：全校種の児童、生徒〕

- ・検索の結果、検出された問題投稿等の件数は、小学校0件(H26比▲1)、中学校718件(H26比▲327)、県立学校1,946件(H26比▲1,291)で、合計は2,664件(H26比▲1,619)となった。

〔取組の対象：全校種の児童、生徒〕

【評価】

- ・各校種、全学校への検索を図ることで、早期の適正化につながっている。
- ・前年度に比べて問題投稿等の検出件数は、中・高校ともに大きく減っており、生徒への情報モラルに対する意識の向上がみられる。

【今後の対応】

- ・継続して公立の全小・中学校及び県立学校に対して監視を実施する。
(小学校年2回、中学校・県立学校年4回)

【総合評価】

情報活用能力の育成が研究指定校やモデル事業などに取り組む一部の学校では進みつつあるが、その成果の県内普及を図っていくこと、教員の情報活用能力をさらに向上させることが必要である。また、情報モラルの育成や保護者への啓発の推進についても、引き続き推進していく必要がある。

1-(4) 読書活動の推進

【基本方針】

①読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

②学校図書館の充実・活用の推進

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て学校における読み聞かせの取組を推進します。

③学校図書館を活用した情報活用能力の育成

学校図書館を各教科等で活用することを通して、情報を適切に活用して思考・判断・表現する力を育成します。

①読書習慣の確立に向けた取組の推進〔社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・「子ども読書県しまね」の実現に向け、各市町村教育委員会及び公共図書館等に企画公募し、県内3箇所でしまね子ども読書フェスティバルを開催した。
- ・未就学児の読書習慣の定着を目指し、県立

【評価】

- ・しまね子ども読書フェスティバルでは、各公共図書館等が主体となり、「読みメン」（読み聞かせを行う男性）に関するイベントや読書ボランティアによるブックトークなどの活動が行われ、子ど

<p>図書館に配備し、全市町村に寄託している「しまね子育て絵本」について、引き続き、幼稚園、保育所、その他未就学児が集まる施設等で活用した。</p> <p>〔取組の対象：児童生徒、保護者〕</p>	<p>も読書活動の普及・啓発を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「しまね子育て絵本」については、平成28年4月の調査によると、ほぼ100%の幼稚園や保育所に周知が図られ、約42%の幼稚園や保育所が利用している。また、親子読書アドバイザーによる読書普及も引き続き行われ、未就学児の読書普及を図ることができた。
<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動を推進するため、「キラキラしまね笑顔で読み聞かせフォトコンテスト」を実施し、子どもへ読み聞かせをしている写真の公募を行い、優秀な作品をポスター、チラシ、ホームページ等で公開した。 <p>○応募総数144点 〈内訳〉 一般部門…52点、読みメン部門…92点</p> <p>〔取組の対象：県民一般〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集まった作品が広く県民の目に届くよう、優秀作品を利用してポスター、チラシを作成したり、広報誌及びホームページで紹介することで、子どもの読書活動の普及と啓発を図ることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、これらの活動を通じ、各地域での子ども読書活動がより推進されるよう、取組を促すとともに支援をしていく。

②学校図書館の充実・活用の推進

〔教育指導課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 11学級以下の県立高校16校に非常勤嘱託職員の学校司書を配置した。また、勤務年数の短い学校司書を対象に研修を実施した。 <p>〔取組の対象：高校の学校司書〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内全小中学校の学校図書館を「人のいる学校図書館」にするために学校司書等配置事業を実施し、各市町村に対して財政支援を行った。 <p>〔取組の対象：市町村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校図書館活用教育を推進するために司書教諭養成の支援を行い、小中高の司書教諭の発令率を高めた。 <p>〔取組の対象：小・中学校、高校の教員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員や地域のボランティアによる読み聞かせは、小学校の99%、中学校の53%で実施された。〔取組の対象：小・中学校の児童、生徒〕 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高校では学校司書を配置することで、配置前に比べて、図書貸出数、図書館を活用した授業数・教科数などが増加しており、学校司書配置の効果が表れている。 公立小中学校では、学校司書等が全ての学校に配置され、勤務時間も徐々に長くなり有効に活用されている。 司書教諭の発令率は小学校83%、中学校78%、高等学校58%となっており、徐々に高くなっている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、引き続き学校司書の配置及び司書教諭の発令が進むよう市町村、県立高校に働きかける。 司書教諭の養成を支援することが司書教諭発令率の向上の一因となっていることから、引き続き、有資格者数を増やすことができるよう支援を継続する。
--	--

〔社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。

○学校司書研修

- ・8回開催し、延べ508人が参加

○学校図書館ボランティア研修

- ・2回開催し、延べ14人が参加

○学校図書館活用教育研修会

- ・2回開催し、延べ201人が参加

〔取組の対象：学校司書、学校図書館ボランティア〕

【評価】

- ・公立小中学校図書館に配置された学校司書や学校図書館ボランティアを対象に県立図書館が実施した研修によって、学校図書館業務従事者のスキル向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・公立小中学校図書館では、今後も、学校司書等の専門性を高めるための人材養成研修を継続して取り組んでいく。特に、司書教諭と学校司書との合同研修を開催するなど、学校図書館活用教育を推進していく。
- ・高等学校の学校司書を対象とした研修会を定期開催することで、校種にあわせた専門的技能の向上を図る。

③学校図書館を活用した情報活用能力の育成

〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・研究指定校の授業公開や研究指定校の実践集を配付し、学校図書館活用教育の普及を図った。〔取組の対象：小・中学校の児童、生徒〕
- ・教員を対象とした研修を県内4箇所で実施し、学校図書館活用教育の普及を図った。

〔取組の対象：全校種の教員〕

【評価】

- ・学校図書館を活用した調べ学習は、小中学校で年々浸透してきており、学校で実施される情報活用能力に係る学習の種類や図書館を活用して授業を行った教科が増えてきており、学校図書館活用教育の普及が進んでいる。
- ・新規司書教諭等や教科担任制の中高等学校担当者を対象とした研修により、学校図書館の学習・情報センターとしての役割について理解を深めた。

【今後の対応】

- ・今後も研究指定校の成果の普及や教職員研修を通して、学校図書館教育を推進し、情報活用能力の育成を図る。

【総合評価】

学校司書の配置や司書教諭養成の効果により、学校図書館の充実・活用は着実に進んできている。学校図書館を活用した情報活用能力の育成には、研究指定校の取組成果の県内普及を図っていく必要がある。

また、学校・家庭・地域が連携して事業を実施した結果、未就学児を含めた子どもと本をつなぐ活動の充実と、子ども読書を支える人材の育成が図られ、子どもの読書環境が整えられつつある。

II 教育目標「広がっていく社会力」関連

2-(1)社会性の育成

【基本方針】

①体験を通した社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

②体験活動に関する家庭への意識啓発

体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

①体験を通した社会と関わる力の育成 [教育指導課、社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・「しまねのふるまい体験活動推進事業」を通して、生活体験を重視した長期宿泊体験、学校と地域が連携した地域ボランティア活動、人間関係を大切にした中学一年生の集団づくりに取り組んだ。・青少年の家、少年自然の家において小学校の長期宿泊体験(3泊4日)を受け入れ、研修プログラムの作成や実際の体験活動における助言・支援を行った。・青少年の家、少年自然の家において、仲間づくりや集団づくり、人間関係づくり等に視点をおいた長期宿泊体験モデルプログラムを開発した。・210小学校区中、150小学校区(71.4%)で開設された放課後子ども教室において、放課後や週末等に地域住民の参画を得て、年齢の異なる子ども同士による体験活動が実施されるよう、支援を行った。 <p>〔取組の対象:小・中学校の児童、生徒〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・体験活動を通して協力し合う大切さ、あいさつや公共心の重要性について学ぶことができた。・長期宿泊体験は、豊かな人間性・社会性を育むだけでなく、いじめ問題、学力向上といった課題にも有効である。・放課後子ども教室への支援により、異年齢集団による交流・体験活動が行われ、地域住民・参画者の理解促進を図ることができた。

②体験活動に関する家庭への意識啓発 [社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・青少年の家、少年自然の家において家族を対象とした事業を実施し、体験活動の必要性、効果等を広報・啓発した。・家庭教育支援事業や公民館ふるまい推進事業により、親学プログラムや親学ファシリテーターの活用が図られるよう支援を行い、研修会参加者が遊びや体験の有益性について考えられるようにした。 <p>〔取組の対象:親子、研修参加者〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・青少年の家、少年の自然の家において開催した家族を対象(保護者同伴)とした事業では、親子合わせて406名の参加を得ることができた。(前年比▲157名)・26ある親学プログラムの内、「遊びと体験」をテーマにしたプログラムが9回実施され、その有益性を高めることができた。

していく。また、様々な体験活動とセットにした親学プログラムを活用した研修の機会を設定するなど、親学プログラムの更なる普及、啓発を進める。

【総合評価】

学校教育、社会教育のそれぞれの場で、体験活動の場が提供され、社会性を育む上で体験活動を積むことの有益性について理解が深まっている。

また、保護者に対しても、様々な体験活動の機会や親学プログラムを活用した研修会の開催などを通じて、体験活動の有益性やその必要性について広報・啓発することができた。

2-(2)コミュニケーション能力の育成

【基本方針】

①言語活動の充実

言語に対する関心や理解を深め、自分と周囲の人や物事との関係性を理解する力を育むため、小学校段階から、子どもたちの言語活動の充実を図ります。

②集団活動等を通した他者と関わる力の育成

授業や様々な活動での集団において、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れることを通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育みます。

① 言語活動の充実〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・共通して指導すべき言語活動と教科特有の言語活動を整理し、「言語活動の充実Q&A」、「平成27年度各教科等の指導の重点」、「平成27年度教職員研修の手引き」を活用して指導や研修を実施し、学校全体で言語活動の充実を図った。
〔取組の対象: 小・中学校の教員〕
- ・児童生徒の言語に関する能力を育むため、読書活動の充実や学校図書館を活用した授業など、学校図書館活用教育を推進した。
〔取組の対象: 小・中学校、高校の児童、生徒〕

【評価】

- ・各学校で言語活動の充実に向けた取組が行われた。授業や単元の最初に、ねらい・めあてなどを児童生徒に明示する学校は増えた。しかし、言語活動を実施する際にねらいがはっきりしないまま活動したり、言語活動を行うこと自体が目的化したりする例もあった。

【今後の対応】

- ・今後も、児童生徒の言語環境を整え、ねらいを明確にした効果的な言語活動が行われるよう、研修や指導を行っていく。

②集団活動等を通した他者と関わる力の育成〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・集団活動等を通した他者と関わる力の育成に大きな役割を果たす特別活動の充実に向け、「平成27年度各教科等の指導の重点」で特別活動の指導のポイントについて発信した。
〔取組の対象: 小中学校の教員〕
- ・望ましい集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会に参画する態度を育むための指導が充実するよう、教員研修や訪問指導を行った。
〔取組の対象: 小・中学校の教員〕

【評価】

- ・集団活動や体験的な活動は実施されているが、そのねらいや目的が明確になっていないために、必ずしも話し合い活動につながっていないという実態がある。

【今後の対応】

- ・「平成28年度各教科等の指導の重点」の特別活動編で、話し合い活動の充実を重点に据え、合意形成する力の育成を図る。

【総合評価】

ねらいを明確にした効果的な言語活動が行われるよう、教員に対する研修や指導を行っていくことや、特別活動における話し合い活動の充実を重点に据え、合意形成する力の育成を図る必要がある。

2-(3)国際理解教育の推進

【基本方針】

①国際理解のための取組の充実

子どもたちの他の国の歴史や文化に対する寛容な態度や、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考える力を育む授業の工夫・改善を図ります。

②国際化に対応するための言語能力の育成

小学校では、外国語活動などを通して英語に慣れ親しみながら世界の人々や異文化に対する理解を深め、中学校・高等学校では、外国語科において英語を使って思いや考えを伝え合うことができる言語能力を育成するなど、小学校から高等学校までを見通しながら、国際化に対応できる基礎的な言語能力の育成を推進します。

③早期の英語教育実施への対応

今後検討される早期(小学校中学年)の英語教育実施に対応するための準備を行います。

①国際理解のための取組の充実[教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・県立学校48校にALT(外国語指導助手)18名を配置し、各学校においてALTを活用した授業を行った。

〔取組の対象:高校・特別支援学校の生徒〕

【評価】

- ・ALTの配置により授業の中で英語に触れたり、コミュニケーションを行ったりする機会を充実することができた。

【今後の対応】

- ・英語教育に関する進捗状況を例年調査しているが、今年度が平成27年8月に松江地区の県立学校にALTを1名増員して初めての調査となる。この調査結果等を検証し、今後の取組の充実を図る。

②国際化に対応するための言語能力の育成[教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・英語教員の英語力及び指導力向上のため、英語指導力向上研修、英語教員等の英語力向上研修などの教員研修を実施した。また、グローバル化に対応した外国語教育研修を新設し、平成29年度までに全ての中高英語担当教諭及び全ての小学校から1名以上の中核教員が研修を受講することとした。

〔取組の対象:全校種の教員〕

【評価】

- ・平成27年度「英語教育実施状況調査」結果から、授業中の発話の半分以上を英語で行っている教員の割合は、中高ともに40%に満たない状況である。また、英検準1級以上等を取得している教員の割合は高等学校48.6%、中学校25.8%にとどまっている。

【今後の対応】

- ・左記の研修等により、学習指導要領で求められる英語力を身に付けるための授業改善に努める。
- ・一部の研修受講者に外部検定試験の受検を求め、その費用の一部を助成している。これにより、教員の英検準1級以上等取得率を高める。また、教員の集団受検により、過度な負担なく受検ができるか、文部科学省や関係団体等と協議していく。

③早期の英語教育実施への対応〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・小中高を通じた英語教育において指導と評価の改善を図るために、研究指定校での研究や県内の教員を対象にした研修会を行った。

〔取組の対象：小・中学校、高校の教員〕

- ・地域のすばらしさ等について発信できる力を育成するための地域教材を作成した。

〔取組の対象：小・中学校、高校の教員〕

- ・小・中・高をつなぐ「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標の完成に向け、実際の児童生徒の姿と比較検証を行った。

〔取組の対象：小・中学校、高校の児童、生徒〕

【評価】

- ・研究指定校において、単元配列表の作成や指導法改善のため研究を進めることができた。

【今後の対応】

- ・小中高をつなげる「CAN-DOリスト」の見直しや地域教材の活用方法について研究を進める。

【総合評価】

英語に対する児童生徒の興味関心を高め、学習指導要領で求められる英語力を身に付けるために授業改善に努めるとともに、授業中の半分以上を英語で行う教員の割合は低いため、この割合が増えるよう、教員研修で指導力向上を図る必要がある。

2-(4)ふるさと教育の推進

【基本方針】

①ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んできた、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図ります。

②学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるよう、指導の充実を図ります。

③地域との連携による活動の充実

公民館等を中心とした、地域全体の学校を支援する体制を充実させるとともに、地域との協働による体験活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起します。

④地域の課題に対応した取組の充実

医療人材等の地域の担い手育成など、地域の課題に対応した取組の充実を図ります。

①ふるさと教育の発展的な取組の推進〔社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・家庭・地域と連携して、ふるさと教育を実施するため、市町村に対し、全小中学校を対象とする交付金を助成した。
- ・小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」を実施するため、ネットワーク会議、中学校区ふるさと教育推進連絡会議等で中学校区の全体計画、一覧表を作成し、それを元に各校で「ふるさと教育」を実施した。
- ・学校と連携して公民館で行う「ふるさと教育」や地域住民（大人）を対象とした「ふるさと」を学ぶ講座等をモデル地区で実施した。

〔取組の対象：小・中学校の児童、生徒、教職員、地域住民〕

【評価】

- ・全小中学校において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育を実施し、地域に対する愛着や誇りを育むことができた。
- ・市町村に対する交付金により、学習発表会等で取組の発表がされたり、就学前の子どもから高校生、大人までを対象とした「ふるさと教育」の実践を発表したりする市町村もあるなど、地域の教育資源を生かした特色ある教育活動の推進を図ることができた。

【今後の対応】

- ・全中学校区で作成された全体計画、一覧表を見直しつつ、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、連携して発展的な「ふるさと教育」を展開する。

- ・地域課題の解決や地域に貢献しようとする「地域を支える次世代」の育成を図るために、引き続き従来の小中学生に加え、就学前の子どもから高校生、大人までを対象に、ふるさと教育を推進する。
- ・子どもたちが島根への愛着や誇りを持つよう、校種間の連携を深めながら地域の教育資源（ひと・もの・こと）を有効活用していく。
- ・今計画（H26～H28）の取組を振り返り、その成果と課題を明確にし、次期計画（H29～H31）の重点や取組の方向性を検討する必要がある。

②学びの質を高める指導の充実〔教育指導課、社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・教科・領域の「ねらい」を達成するため、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を有効活用するよう指導・助言を行った。
- ・学校や市町村教育委員会のふるさと教育担当者を対象とした研修会を開催するとともに、各教育事務所及び市町村派遣の指導主事、社会教育主事が指導・助言・支援を行った。

〔取組の対象：小・中学校の教職員、市町村事業担当者〕

【評価】

- ・市町村がふるさと教育担当者会議や教職員を対象とした研修会を開催することで、指導の充実に向けた取組の推進を図ることができた。
- ・ネットワーク会議、中学校区ふるさと教育推進連絡会議等により、教職員間でふるさと教育に関する情報の共有及び共通理解を図ることができた。

【今後の対応】

- ・指導主事と社会教育主事が連携し、引き続き各小中学校への指導助言を行っていく。
- ・今後も、発達の段階を踏まえ、幅広い視野でふるさとを捉えることができるよう、学習活動の充実を図るとともに、研修や指導・助言・支援のあり方について検討する。

③地域との連携による活動の充実〔社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・中学校区の活動支援体制のネットワーク化を図るために、市町村に対し、中学校区の支援体制、組織を対象とする交付金を助成した。
- ・中学校区単位で育てたい子ども像を共有した複数の公民館が、連携して「公民館ふるさと教育モデル事業」の取組を5の中学校区で実施し、公民館職員研修会、県内の社会教育関係者への研修会で発表するとともに、実践事例集を配布して広く情報発信した。
- ・学校の教育活動を支援する企業等を募り、学校支援企業等として登録を促し、情報をホームページに掲載した。

〔取組の対象：社会教育実践者・ボランティア、公民館等職員、小・中学校の教職員、企業・団体等〕

【評価】

- ・市町村への交付金により、公民館等において、地域の実態に応じた「学校の取組を深化・発展・補完する事業」や「支援体制のネットワーク化に向けた取組」を促進することができた。

【今後の対応】

- ・今後も、モデル地区の取組の紹介や地域における「ふるさと教育」の重要性を周知することで、地域が主体となった「ふるさと教育」の拡充を図っていく。
- ・ふるさと教育の推進体制を確立するため、教員・指導者・ボランティア研修の実施等により市町村教育委員会への支援等を行う。

④地域の課題に対応した取組の充実 [社会教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に対応したふるさと教育の参考としてもらうため、「介護の仕事」に関する副読本を希望する小・中学校に配布した。 ・医療政策課の島根県地域医療教育推進事業費補助金の活用を市町村教育委員会に働きかけ、市町村において福祉部局と教育委員会の連携による「地域医療」をテーマにした学習10市町村で実施した。 <p>〔取組の対象：小・中学校の児童、生徒、教職員〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護の仕事」に関する副読本を配布したこと、「介護」や「地域医療」における人材確保を地域課題と捉え、独自に取り組む市町村が出てきた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、それぞれの地域課題について市町村が主体的に取り組めるよう、情報提供などの支援を行う。
---	--

【総合評価】

小中9年間を通じた系統性・発展性ある「ふるさと教育」を進めることができた。今後は、就学前から高校生、大人までの「ふるさと教育」を充実し、地域課題の解決や地域に貢献しようとする「地域を支える次世代」の育成を図る必要がある。

「公民館ふるさと教育モデル事業」を実施した地域では、中学校区の支援体制のネットワークづくりや大人を対象とした「ふるさと教育」の充実を図ることができた。今後は、モデル事業の取組みの成果を全ての中学校区に広げ、支援体制の充実、支援者の发掘、育成を図る必要がある。

2-(5)学び直しや就労に向けての支援

【基本方針】

①課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

引きこもりや不登校等の状況にある子どもが、意欲を持って学校生活を送ることができるよう、学校や家庭と連携しながら、一人一人の課題に応じた指導や支援の充実を図ります。

②進路未定者に対する支援の充実

中学校・高等学校の卒業後、または高等学校の中途退学後において進路が未定である子どもが就学・就労することができるよう、関係部局・機関と連携した支援の充実を図ります。

①課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱える児童生徒に対する多面的な相談体制への支援を行った。 <p>〔取組の対象：全校種の児童、生徒〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度のスクールソーシャルワーカーの相談総件数は691件(前年度683件)、総時間数は8,840時間(前年度9,093時間)となった。 <p>〔取組の対象：全校種の児童、生徒〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度には県内18市町村が委託事業を実施しており、残る1町での実施について働きかけを行った。〔取組の対象：市町村〕 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりや不登校の要因は多岐にわたっており、家庭環境へ働きかけるスクールソーシャルワーカーの重要性は年々高まっているが、人材の確保が課題となっている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年度から県内全19市町村がスクールソーシャルワーカー委託事業に参加することになり、これまで以上に幅広い利活用が期待される。 ・引き続きスクールソーシャルワーカーの人材確保について努めていく。
---	--

②進路未定者に対する支援の充実 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整員を東部・西部に各2名配置し、中学校卒業後や高等学校中退後に進路先を未定と 	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での認知度も高まっており、連絡調整員の果たす役割も高まってきた。
---	--

した子どものうち、引きこもり等の者についての状況把握や社会参加に向けての連絡調整を図った。【取組の対象：高校の生徒等】
・平成27年度の学校訪問件数は227件(H26:174件)、該当の子どもへの対応件数は38件(H26:28件)となっており、ともに増加した。
【取組の対象：高校の生徒等】

【今後の対応】

・28年度も引き続き東・西部に2名ずつ配置し、学校をはじめ関係機関との連携の強化を図っていく。

【総合評価】

課題を抱える子どもへの支援については、スクールソーシャルワーカー、連絡調整員とともに活用が進んだ。スクールソーシャルワーカーについては、今後もニーズが高まることが想定されるため、市町村教育委員会と連携して人材確保を進める必要がある。

Ⅲ 教育目標「高まっていく人間力」関連

3-(1) 心の教育の推進

【基本方針】

① 教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間の内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などを育みます。

② 体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験などの体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させたり、他人への思いやりなどを育んだりします。

① 教育活動全体を通じた道徳教育の充実〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・県内の地域づくりの優れた事例や文化の伝承に尽力された人物などをとりあげた道徳教育郷土資料「しまねの道徳(中学校)」を作成し、全中学校に配布した。〔取組の対象:中学校の生徒〕・道徳教育講演会(浜田、隠岐)及び道徳教育研修会(松江)を開催した。 <p>〔取組の対象:全校種の教員〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・「しまねの道徳」を作成(小学校中学年版、小学校高学年版、中学校版の3部作)し、子どもたちが暮らす地域を題材とした道徳教育の環境を整備することができた。・道徳教育講演会等を通して、教職員の特別の教科道徳についての理解を深めることができた。
【今後の対応】	<ul style="list-style-type: none">・道徳教育研修の実施回数を増やし、さらに道徳教育の推進を図る。

② 体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・しまねのふるまい推進プロジェクトを通して学校・家庭・地域が連携し、学校及び地域の実態に応じた活動を展開した。 <p>〔取組の対象:小・中学校の児童、生徒〕</p> <ul style="list-style-type: none">・音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動を実施した。 <p>〔取組の対象:小・中学校の児童、生徒〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・体験活動を通して、協力し合う大切さ、あいさつ、公共心を学ぶことができた。・芸術文化の鑑賞・体験活動によって培われた豊かな情操が児童生徒の道徳性の基盤となった。
【今後の対応】	<ul style="list-style-type: none">・小中学校及び各市町村へ成果について情報提供し、普及・啓発を図っていく。・今後も、音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動を充実させていく。

〔社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・公民館ふるまい推進事業に取り組んだ32館で、子どもたちと親や地域の大人との交流による様々な体験活動を実施した。・青少年の家において小学校の長期宿泊体験(3泊4日)を受け入れ、研修プログラムの作成や実際の体験活動における助言・支援を行った。・少年自然の家において、小学校の指導者を対象とした研修会や、プログラム立案支援を行い、各校のねらいに応じた活動やモデルプログラムの提案を行った。	<ul style="list-style-type: none">・公民館ふるまい推進事業を通じて、異年齢集団による体験・交流活動が実施され、ふるまいの定着を図ることができた。・体験活動の進め方によって、学びの効果に違いがあらわれることについて、指導者への理解を図るとともに、研修プログラムに反映させることができた。
【今後の対応】	<ul style="list-style-type: none">・今後も、各公民館の取組の成果や課題を整理し県内へ啓発するとともに、多世代による体験・交流活動を推進する。

〔取組の対象：地域住民、研修会参加者〕

- ・しまねのふるまい推進プロジェクトを通して学校・家庭・地域が連携し、学校及び地域の実態に応じた活動が展開されており、今後も体験活動を通じて「ふるまい」の定着を図っていく。
- ・音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動を充実させていく。

【総合評価】

教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動により、各学校における道徳教育が充実し、子ども達の道徳性の育成が期待できる。

3-(2)「しまねのふるまい」の推進

【基本方針】

①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図ります。

②県全体での「ふるまい」の推進

県民に県の「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図ります。

①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・地域全体に「しまねのふるまい」を推進する気運を高めるため、8市町村において小中学校が家庭や地域等と連携を図りながら児童生徒の「ふるまい」を定着させるための体験活動を実施した。
〔取組の対象：小・中学校〕
- ・「大切にしたい しまねのふるまい」ポスターを各校等(保育所、幼稚園、小中学校、県立学校)に配付し、実態に応じた活動を助長した。
〔取組の対象：全校種の児童、生徒〕
- ・小学校と家庭が連携した取組を行ってもらうため、ふるまい推進指導資料(5歳児用、小1用)を配付した。
〔取組の対象：幼稚園、小学校の園児、児童〕

【評価】

- ・学校が家庭や地域等と連携し、それぞれの実態に応じた活動が展開され、ふるまい定着への取組が広がった。

【今後の対応】

- ・ふるまい定着の趣旨等を市町村に理解してもらうため、県と市町村の連携を図る。
- ・「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター やふるまい推進指導資料(5歳児用、小1用)の活用を促し、乳幼児期からの「ふるまい」定着を推進していく。
- ・学校の全教育活動を通して、発達の段階に応じた活動を推進していく。

②県全体での「ふるまい」の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・様々な広報媒体を活用(ポスター・チラシ、協力団体用ステッカー、ラジオ・ケーブルテレビCM)し、「ふるまい」の周知を図った。
〔取組の対象：県民一般〕
- ・しまねのふるまい推進連絡協議会を開催し、本プロジェクトの施策展開の方向性、連携・協力の在り方、広報・啓発活動の具体的方策に対して、委員(学識経験者、行政、企業、教育関係者等)それぞれの専門的な立場から意見、提言をもらった。
〔取組の対象：関係者〕
- ・保育所、幼稚園、小中学校PTA等において「ふ

【評価】

- ・「ふるまい推進指導員派遣事業」「公民館ふるまい推進事業」等を通して「ふるまい」の定着に対する気運が高まった。
- ・「しまねのふるまい推進連絡協議会」を開催することにより、他部局や関係団体等と連携した取組につながった。

【今後の対応】

- ・各市町村、各機関と連携し、今後も研修の場を確保し、地域全体に「しまねのふるまい」を推進する気運が高まるよう努めていく。
- ・引き続き、「しまねのふるまい推進連絡協議

るまい」の定着を推進するため、各機関の要請に応じて「ふるまい推進指導員」を県内115箇所（参加者数3,908人）に派遣し、指導・助言を行った。

【取組の対象：全校種の園児、児童、生徒及び保護者、地域】

- ・地域住民を対象とした「ふるまい推進」に関する研修会や学習活動を実施した32箇所の公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい推進」に向けた意識啓発が行われた。

【取組の対象：地域】

- ・公民館報等や、県公民館連絡協議会発行の報告書にふるまい推進の具体的実践例及び成果を掲載し、県内の公民館等へ広く発信した。

【取組の対象：地域】

会」を開催するなど、他部局や関係団体等と連携して、子どもとその保護者、さらに全ての世代への「しまねのふるまい」の定着を図る取組を進めていく。

- ・県全体に「ふるまい」を浸透させるため、更なる広報啓発活動に努めていく。
- ・引き続き、公民館等を中心に、地域における「しまねのふるまい」の意識を高め、定着を図る取組を継続していく。

【総合評価】

学校の全教育活動を通して、ふるまい定着を意識した取組が広がってきた。また、「ふるまい推進指導員派遣事業」や公民館等の社会教育施設での取組を通して、保護者や地域住民の意識の中に「ふるまい」が浸透してきている。

3-(3) 人権教育の推進

【基本方針】

①人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現するための取組を推進するとともに、教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、それぞれの課題を解決していく「進路保障」の取組を充実させます。

②地域全体での人権教育の推進

すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。

①人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進〔人権同和教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・県が主催する新任管理職研修、人権・同和教育主任等研修、経験者研修等において、「進路保障」の取組が学校で具体的に実施されるよう研修内容の充実を図った。また、学校に対し、平成27年3月に発行した「人権教育指導資料第2集～しまねがめざす人権教育（学校教育編）～」の周知及び活用の促進を図った。
- ・人権・同和教育研究指定校・園及び県立学校的訪問指導において、「進路保障」の取組の充実及び教職員の指導力向上や人権が大切にされる学校づくりに向けた取組について指導・助言、研修を行った。

【取組の対象：公立・私立・国立の幼稚園等・小・中・高等・特別支援学校の園児・児童・生徒、教職員及び保護者】

【評価】

- ・平成27年度人権・同和教育推進状況調査をみると、8割を超える学校で「人権教育指導資料第2集」が活用され、児童生徒の集団づくり等で「進路保障」の取組の充実を図ることができた。
- ・訪問指導等において、「進路保障」の理念に基づく取組が充実するよう指導・助言を行ったことにより、人権が大切にされる学校づくりに向けた教職員の意識や意欲が高まった。

【今後の対応】

- ・学校において「進路保障」の取組が組織的に進められるよう、県が主催する研修会の内容の充実を図る。また、学校に対し、「人権教育指導資料第2集」の周知及び活用の促進を図る。
- ・訪問指導において、人権が大切にされる学

校づくりに向け、教職員一人一人の意欲が高まるような指導・助言、研修の充実を図る。

②地域全体での人権教育の推進〔人権同和教育課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に、人権について考える機会として、人権フェスティバル、人権・同和問題を考える集いを開催した。(参加者約800人) ・人権・同和教育地域指導者、自主学習グループ、公民館職員、市町村の行政関係者等の人権・同和問題解決に向けた正しい理解と認識を図るために、研修会、啓発講座・指導者養成講座を32回開催した。 ・隠岐地域での講座開催及び「社会人権・同和教育啓発基礎講座」を出雲・石見地域2会場で実施した。 <p>【取組の対象:県民、人権・同和教育地域指導者、自主学習グループ、事業所、各種団体、公民館、市町村、公立・私立・国立の幼稚園等・小・中・高等・特別支援学校の教職員及び保護者】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や講座を実施するにあたり、参加呼びかけの工夫、開催場所・研修内容の見直し等を行った結果、参加者を増やすことができた(講座によっては前年の1.5倍、前々年の3倍)。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者や地域の実態を踏まえ、研修会や講座のねらいを明確にし、内容の工夫や充実を図る。
---	--

【総合評価】

県が主催する研修会の内容の充実や研究指定校への訪問指導により、学校における「進路保障」の取組が充実し、一人一人の人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組を推進することができた。

また、さまざまな年齢層に対する人権問題に関する多様な学習機会の提供により、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めることができた。

3-(4)いじめ・不登校に対する取組の充実

【基本方針】

①組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

②教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

③いじめの問題への取組の充実

いじめの起きにくい学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の早期発見や適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。

④教職員の資質向上の推進

教職員がいじめや不登校の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、研修の充実に取り組みます。

⑤多様な学びの場や居場所の充実

教育支援センター(適応指導教室)等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりすることができる機会を充実させます。

①組織的な支援体制の整備 [教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・不登校児童数の割合が多い小学校25校に子どもと親の相談員を配置し、不登校等対応体制の充実と関係機関との連携推進を図った。

〔取組の対象:小学校の児童〕

【評価】

- ・配置された小学校では不登校児童数について改善がみられた学校もある。また、組織的な対応体制づくりを含めた学校としての意識の向上がみられた。

【今後の対応】

- ・引き続き25校への配置を継続しながら、学校としての組織的な対応体制の充実に向けた取組を配置校以外へも拡げていく。

②教育相談体制の充実 [教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・スクールカウンセラーを小学校80校、中学校96校、高等学校39校、特別支援学校6校に配置した。総相談件数は9,764件、教員へのコンサルテーションなど相談以外の活動件数は9,850件であった。〔取組の対象:全校種の児童、生徒〕

【評価】

- ・26年度と比較して、保護者からの相談件数が増加した。また職員会議等による事例研究が増えるなど、学校内での組織的な対応に向けた努力がみられた。
- ・緊急支援や未配置校への対応なども含め、スクールカウンセラーの必要性は年々増し、そのニーズに対応できるようになってきた。

【今後の対応】

- ・未配置校への対応、配置時間の調整など、より学校のニーズに沿った配置ができるよう、新たな人材確保等に取り組む。

③いじめの問題への取組の充実 [教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・アンケート形式の心理テスト(アンケートQU)を公立の全小学校1年生から高等学校2年生まで実施(年2回)し、早期発見に努めた。

〔取組の対象:小・中学校、高校の児童、生徒〕

【評価】

- ・親和的な学級づくりに向けて、また組織的な対応への一助として、効果的な活用がみられた。

【今後の対応】

- ・アンケートQUについては、小学校1・2年生は質問の理解度という観点から対象からはずし、小学校3年生から高校2年生までを対象として実施して、引き続き親和的な学級づくりのために有効活用を図っていく。
- ・小学校1・2年生に対しては、担任を中心にクラスでの子どもの状況を注意深く見守りながら、学校全体でいじめの未然防止や早期発見、対応に努めていく。

④教職員の資質向上の推進 [教育指導課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・アンケート形式の心理テストを活用した学級づくりにかかる研修の実施など、教師の学校全体の取組への支援を行った。

〔取組の対象:小・中学校、高校の児童、生徒〕

【評価】

- ・研修を通じていじめ・不登校に対する取組や具体的な対応のあり方について学ぶ機会を設けるなど、教職員の指導力の向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・より効果的なアンケートの活用方法や対応の仕方について、学校訪問や研修を通じて周知を図っていく。

⑤多様な学びの場や居場所の充実 [教育指導課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10市町に設置している12の教育支援センターに対する支援を行った。 <p>【取組の対象:小・中学校、高校の児童、生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年度における全通所児童生徒数219人のうち、57人が学校復帰を果たした。 <p>【取組の対象:小・中学校、高校の児童、生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12施設を個別訪問して現状について聴き取りしたほか、それぞれの施設や市町の担当者を集め、情報交換を行う場を初めて設定した。 <p>【取組の対象:関係者】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所者数、学校復帰者数ともに前年度より増加しており、その必要性は高まっている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き教育支援センター運営にかかる支援を行う。併せて各センターを訪問し、実態について関係者から聴き取りを行うほか、担当者の情報交換の場を設定する。
--	---

【総合評価】

各校種における親和的な学級づくりのためのアンケート形式の心理テストの実施、相談窓口となる子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置、多様な学びの場や居場所となる教育支援センターへの支援など、いじめの防止や早期発見、また不登校に対する総合的な取組を推進することができた。

公立小・中学校の不登校児童生徒数は、実数では減少傾向にあるが、千人あたりの割合は全国平均よりも高い状況が続いている、引き続き関係機関との連携を強化して未然防止、早期対応に努めていく。

3-(5)文化活動の推進

【基本方針】

①文化に親しむ機会の確保

学校において子どもたちが本物の文化に直に触れ、感動し、自らも文化活動に取り組む機会を持つことができるよう、文化に関する多様な学習や体験の機会を充実させます。

②地域と連携した文化部活動の推進

文化部活動へ地域の指導者を派遣することや文化部活動の成果を発表する機会を確保することなどにより、文化部活動を活性化させます。

①文化に親しむ機会の確保 [教育指導課、社会教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。 <p>○文化芸術による子供の育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術家派遣49校 ・子供夢・アート・アカデミー1校 ・巡回公演事業:35校 ・伝統文化親子教室事業:17団体 ・児童青少年演劇地方巡回公演:6会場 <p>○児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験(芸術家派遣):1校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動、地域の伝統芸能の体験などを実施した。 <p>【取組の対象:小・中学校、高校の児童、生徒】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁や文化団体等との連携により、多様な文化芸術の鑑賞及び体験の機会を提供することにより、一人一人の子どもたちの感性を育て、豊かな心を育むことに繋げることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁や文化団体等との連携を更に密にし、引き続き児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に触れる機会の提供に取り組む。また、地域の文化団体、公民館等との連携も図り、本物の芸術・伝統芸能等に親しむ機会を増やしていく。
--	---

②地域と連携した文化部活動の推進 [社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・「ふるさとティーチャー派遣事業」により、専門的な指導者がいない中学校・高等学校等の文化部活動に地域の社会人指導者を派遣した。(中学校：23校(延べ24人)、高等学校：37校(延べ91人)※高等学校には特別支援学校を含む)
- ・「地域と中学校の文化部活動支援事業」により、中学校文化部の地域における交流活動を支援した。(実施校：16校(10市町))
- ・島根県高等学校文化連盟が実施する各部門別の発表会や研修会等を支援し、活動成果の発表機会等を確保した。
- ・第39回全国高等学校総合文化祭への参加旅費を支援(島根県高等学校文化連盟へ補助金交付)し、参加を促進した。(参加部門：15部門、参加生徒：159名)

[取組の対象：中学校、高校の児童、生徒]

【評価】

- ・地域の社会人指導者の派遣経費を支援することにより、文化部生徒及び指導者の確保、部活動の維持、活動水準の向上を図ることができた。
- ・中学校文化部の地域活動への支援や島根県高等学校文化連盟を通じた高校文化活動への各種支援により、文化部活動の活性化を図るとともに、生徒の地域参画を促し、家庭や地域における文化部活動への理解を深めることができた。

【今後の対応】

- ・今後も、地域の社会人指導者の派遣や各種活動経費の支援、発表機会の提供等を通じて、さらなる文化部活動の活性化に努める。

【総合評価】

学校、地域、文化芸術団体等との連携により、児童生徒に多様な文化芸術に触れる機会を確保するとともに、学校文化部活動の活性化などを通じて、児童生徒の文化活動の推進を図ることができた。

IV 「島根の教育目標を達成するための基盤」関連

4-(1) キャリア教育の推進

【基本方針】

①発達の段階に応じた取組の推進

就学前から高等学校段階までの学校種ごとの目標を関連付けながら、すべての教育活動を通して、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性について、子どもたちの理解を深めるとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる取組を推進します。また、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概や、困難に立ち向かい最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育みます。

②学力の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちが学ぶ意義や目的、将来を見通した進路を意識できるようにし、学習意欲が高まる取組を推進します。また、「学んだ力（知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力）」を高めるとともに、「学ぶ力（主体的に学び、向上しようとする力）」を高め、将来、社会で必要とされる学力を育成する取組を推進します。

③社会性の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした体験活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育み、将来、社会で必要とされる社会性を育成する取組を推進します。

④ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

①発達の段階に応じた取組の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・校種間の連携、キャリア教育の理解の充実をさらに図るために、県内17会場（小学校14会場、中高等学校3会場）において、キャリア教育に係る研修会を実施した。 <p>〔取組の対象：小・中学校、高校の教員〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・校種を越えた教員の話合いの場が設定できたことにより、高校卒業を見据えた目標設定の重要性について理解が進んだ。
【今後の対応】	<ul style="list-style-type: none">・地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるため、先進事例について情報提供する。

②学力の育成と関連付けた取組の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・経験研修（初任者、6年目、10年経験者）において、児童生徒の進路意識と学習意欲の向上を図るために、「教科と社会のつながり」を意識した授業づくりの重要性について理解を深める取組を実施した。〔取組の対象：全校種の教員〕・学習意欲の向上を図る授業が展開されるよう、出前講座を5講座開設し、学校のニーズに応じた対応を図った。〔取組の対象：全校種の教員〕	<ul style="list-style-type: none">・小中学生を対象とした各種調査によると、各教科の重要性は理解しているが、学ぶ意義を理解したり、ものごとを多面的に捉えたりする意識は十分でない。・各学校の学習意欲に関する講座の要望が多く、教員の意識の高まりがみられた。
【今後の対応】	<ul style="list-style-type: none">・研修内容について、学習意欲の向上を図る講座を集中的に開設し、教職員の理解をさらに推進していく。

③社会性の育成と関連付けた取組の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】	【評価】
<ul style="list-style-type: none">・「明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業」（働くことを学ぼう推進事業及び未来を描こう推進事業）を通して、県立高校の生徒が適切な進路選択ができるようにインターンシップ（28校、2,978名、1,025事業所）を実施した。	<ul style="list-style-type: none">・県立高校卒業生の県内就職率は平成26年度末には79.2%であったが、平成27年度末には74.2%となり、若干伸び悩んでいる。
【今後の対応】	<ul style="list-style-type: none">・県外進学者が大学等の卒業後の地元企業

- ・県立高校の生徒の職業観・勤労観を醸成するため、企業見学事業(34校、4,896名)、職業意識啓発セミナー事業(22校、4,868名、講師延べ248名)等を実施した。

【取組の対象：高校の生徒】

への就職希望に繋ぐために、県内企業の理解を目的とした普通科高校進学者を対象とした県内合同企業セミナーを開催する。

④ふるさと教育と関連付けた取組の推進〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・地域への理解を深め貢献意欲を高めるために、キャリア教育研修において、普通科における地域課題解決型の学習の有用性について広めた。〔取組の対象：高校の教員〕

【評価】

- ・「明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業」による地域課題解決型学習の実施数は、平成26年度は11であったが、平成27年度は15となり、地域課題解決型学習の有効性の理解が進んでいる。

【今後の対応】

- ・地域をフィールドとした調査活動を含めた地域課題解決型学習を充実させるとともに、その成果を広く地域に広めていく活動の充実を図る。

【総合評価】

「学校の全教育活動を通して、学びと生活の関わりを意識させること」の重要性について、各校種の教職員の理解が進んだことで、今後の学校教育における授業改善が進むことが期待できる。

4-(2)特別支援教育の推進

【基本方針】

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会や学年会などの指導体制の下で、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させます。また、関係機関等との連携により、子どもの状況や発達の段階に応じた継続性のある支援を推進します。

②社会的・職業的自立を促進する取組の充実

特別支援学校小学部段階からのキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育、子どもの状況や適性に応じた卒業後の進路開拓など、障がいのある子どもが自らの能力を最大限に發揮し、社会的・職業的に自立していくことにつながる取組を充実させます。

③特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校における地域のセンター的機能により、担当者の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターを中心とした子ども、保護者、教員等に対する支援を充実させます。

④乳幼児等に対する早期支援の充実

乳幼児等の発達障がいの早期発見や早期の適切な支援に取り組みます。

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実 [特別支援教育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、障がいのある児童生徒に対して個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用した支援を実施した。
- ・教育事務所管内ごとに設置した広域特別支援連携協議会を中心に、専門家チームや巡回相談員等による各校への指導・助言体制を支援した。

【評価】

- ・作成が必要な児童生徒等に対する個別教育支援計画の作成率は、74.4%であり前年度を下回った。
- ・広域特別支援連携協議会や各学校へ相談支援を行うことで、地域の教育ニーズに対する指導の充実を図ることができた。

【今後の対応】

- ・研修等をとおして、特別支援教育における

<p>〔取組の対象: 幼稚園、保育所、小・中・高・特別支援学校の児童、生徒〕</p>	<p>個別の指導計画活用の重要性を啓発し、作成・活用率の向上を図ることで個々の教育的ニーズに応じた指導を充実させる。</p>
--	--

②社会的・職業的自立を促進する取組の充実 [特別支援教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するため、労働・医療・福祉等の関係機関と連携した「特別支援学校職業教育・就学支援事業」を県内全ての特別支援学校で実施した。 ・「障がい者就業支援事業」により、特別支援学校高等部卒業生等が職業能力や職業意識を身について、数年以内に一般就労ができるよう支援した。 <p>〔取組の対象: 特別支援学校の生徒〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する生徒のうち、98.0%が就労できた。一般企業への就労率も30.6%と全国的にも高い数値となっており、自立につながる就労ニーズに概ね応えることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、個々の生徒に応じた進路先を確保するとともに、就労意欲やスキルの向上、就労後のアフターケアを充実させる。
---	--

③特別支援学校のセンター的機能の充実 [特別支援教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教員の持つ特別支援教育の専門性を活かし、地域のセンター的機能として保育所、幼稚園、学校等の要請により助言・研修等を実施した。 <p>○平成27年度の助言・研修等の件数: 2,606件 (うち高等学校の件数: 104件)</p> <p>〔取組の対象: 保育園、幼稚園、小・中・高・特別支援学校の教職員及び保護者〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター的機能の活用が定着し、地域への相談・支援体制が確立することで、各地域での困難事例の解消を図ることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、地域における特別支援教育の核として地域の教育的ニーズに対応していく。 ・地域における相談対象者の増加や障がいの多様化により困難事例が増加しており、対応方法について検討する。
--	--

④乳幼児等に対する早期支援の充実 [特別支援教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し、早期からの教育相談や支援体制の構築をモデル的に実施し、早期支援コーディネーター等の配置や保護者に対する相談体制の構築、幼稚園等に対する相談・支援体制の構築に取り組んだ。 ・健康福祉部との連携により、発達障がいに対する市町村を中心とした支援体制の整備を行った。 <p>〔取組の対象: 市町村の特別支援教育担当者〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業を通して、医療、福祉と連携した体制づくりによる障がいの早期発見や早期支援につなげることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の成果を他の市町村に情報提供することで、他地域での体制づくりを支援する。 ・市町村の専門性のさらなる向上を図り、障がいの早期発見につながる支援体制整備を支援する。
---	--

【総合評価】

それぞれの取組により、障がいのある子どもたちひとりひとりの実態やニーズに応じた支援が進みつつある。また、地域の特別支援教育の推進を図ることができた。

今後は、インクルーシブ教育システムの構築など、新たな課題に対して、市町村や関係機関との連携や情報共有等を図りながら、対応について検討していく。

4-(3) 幼児教育の充実

【基本方針】

① 幼稚園教諭等の資質の向上

幼児教育に関する専門的な研修や研究などの取組により、幼稚園教諭等（「幼稚園教諭・保育士・保育教諭」をいう。以下同じ。ただし、「保育教諭」は平成27年度から該当。）の資質を向上させ、教育内容や指導方法の充実を図ります。

② 幼稚園等と小学校の連携の強化

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、幼稚園等と小学校との連携を強化する取組を推進します。

③ 子育て支援の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するなど、子育て支援の充実を図るため、関係部局・機関との連携を強化します。

① 幼稚園教諭等の資質の向上〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・幼稚園の教育課程の編成等について理解を深める幼稚園教育課程研修を開催した。

〔取組の対象：幼稚園の教員〕

【評価】

- ・約120名の参加者があり、幼稚園の教育課程の編成等について理解を深めることができた。

【今後の対応】

- ・引き続き課題である「カリキュラム・マネジメント」について研修を実施する。

② 幼稚園等と小学校の連携の強化〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・幼保小連携を推進する実践的な指導力を高めることを目的とした幼保小連携講座を開催し、特別な支援を要する子どもたちへの対応を視点とする研修を実施した。

〔取組の対象：幼稚園・保育園・小学校の教員〕

【評価】

- ・小学校教諭の参加が少なかったことが課題である。

【今後の対応】

- ・小学校教諭の参加を呼びかけるとともに、引き続き幼保小の連携につながる研修を行う。

③ 子育て支援の充実〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・健康福祉部と連携して新規採用保育教諭の研修等を行った。
- ・幼稚園教育課程研修及び幼保小連携講座に保育教諭・保育士が参加した。

〔取組の対象：幼稚園・保育園・小学校の教員〕

【評価】

- ・保育所を所管する健康福祉部と連携し、各種研修等により幼児教育の充実を図ることができた。

【今後の対応】

- ・引き続き公立幼稚園教諭の資質向上のための研修（保育教諭・保育士も参加）等により、幼児教育の充実を図り、ひいては子育て支援の充実に向けて取り組んでいく。

【総合評価】

公立幼稚園教諭の資質向上を図る研修を通して、公立幼稚園のみならず他の幼児教育施設における幼児教育の充実を図ることができた。

4-(4)離島・中山間地域の教育力の確保

【基本方針】

①へき地・複式教育の充実

離島・中山間地域において、地域の教育資源や複式学級の特色を生かした教育の充実を図ります。

②離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進

学校と地域との連携により、離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化を推進します。

①へき地・複式教育の充実【教育指導課】

【平成27年度の取組の概要】

- ・複式教育推進指定校を小学校3校指定し、授業研究を行うとともに、その取組をリーフレットにまとめ全県に発信した。

〔取組の対象：小学校の児童、教員〕

- ・複式学級指導の手引き(改訂版)を発行した。

〔取組の対象：小・中学校の教員〕

- ・教育センターでの研修を2会場で実施し60名の参加があった。複式学級をテーマとした出前講座を11校で実施し、複式学級での指導の充実を支援した。〔取組の対象：小・中学校の教員〕

【評価】

- ・複式教育推進指定校における授業研究会に多くの参加があるなど、複式教育研修に積極的に取り組もうとする教員が増加している。

【今後の対応】

- ・学年別指導の研修をさらに充実させ、複式教育の充実を図る。初めて複式学級を担任する教員への研修を充実させる必要がある。

②離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進【教育指導課】

【平成27年度の取組の概要】

- ・離島・中山間地域の高校8校(横田・飯南・島根中央・矢上・津和野・吉賀・隠岐・隠岐・島前)において、魅力と活力ある高校づくりを推進するため、高校と町村が連携して実施する高校魅力化・活性化の取組に対し、事業費の助成を引き続き行った。〔取組の対象：高校の生徒及び地域〕

・魅力化研修会を実施し、事業の成果と課題について意見交換を行うなど、指導者の資質向上を図った。新たに積極的県外募集を実施する9校にも、参加を呼びかけ魅力化校の取組の情報共有を図った。〔取組の対象：関係者〕

- ・しまねUIターン、しまね留学説明会、関西バスツアーやチラシの作成により、県外生徒募集を強化した。〔取組の対象：高校〕

- ・地元小・中学生や地域の方々を対象に意識調査アンケートを実施し、各校の魅力化・活性化の取組に対する成果と課題を確認した。

〔取組の対象：小・中学校の児童、生徒及び地域〕

【評価】

- ・しまね留学説明会など県外生徒募集のイベント参加者が昨年の331名から774名に、高校入試の県外志願者数が昨年の117名から152名に、魅力化8校の県外生徒入学生が、昨年の87名から118名に増加するなど、チーム島根としての県外生徒募集の取組に一定の成果がみられた。
- ・各校とも県外生徒数が増える一方で、地元生徒の入学率は、過去5年間60%前後と伸び悩んでおり、課題となっている。
- ・アンケートでは、在籍している生徒・保護者の満足度は高いと評価できるが、一部に課題がみられた。

【今後の対応】

- ・魅力化に関わるコーディネーター研修等は充実してきているが、各校の魅力化・活性化の取組を進めるため、他校との生徒間交流の機会を増やしていく。
- ・チーム島根としての情報発信力を高めるため、しまね留学ホームページを立ち上げる。
- ・地元の小・中学校との連携を強化するとともに、魅力化8校の取組を県内の他の学校にも波及させる。

【総合評価】

離島・中山間地域の高校魅力化事業は、県外生徒の入学者増などにより、高校や地域活性化、地域の教育力確保に大きく貢献している。引き続き、地域と連携してそれぞれの地域の教育資源を十分活用した質の高い教育が提供できるよう取り組んでいく。

加えて、地方創生の観点から保・幼・小・中学校を含めた地域ぐるみの教育魅力化や離島・中山間地域以外の地域へ拡大について検討していく。

4-(5)私立学校への支援

【基本方針】

①私立学校における教育の支援

建学の精神と独自の教育方針の下で経営される私立学校に対して、教育環境を整備するための支援を行います。

②私立高等学校等の生徒の就学の支援

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減する支援を行います。

①私立学校における教育の支援〔総務部総務課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・私学の経営の安定を図るため、幼稚園、中学校、高等学校及び専修学校の私立学校を設置する者に対して、私立学校の経常的経費を助成了した。
- ・私立学校を東ねる振興会の事業促進と運営の安定、私学退職金制度・私立学校共済制度加入の促進と運営の安定を確保するため、各種経費・掛金を助成了した。
- ・私立高等学校が魅力と特色ある学校づくりを進めるため、私立高等学校等を設置する学校法人に対して、魅力づくりに要する経費を助成了した。
- ・私立学校の実態調査を実施し、私立学校の課題や経営状況などの把握を行った。

〔取組の対象：私立学校〕

【評価】

- ・公教育の一翼を担う私立学校の運営費充実に係る助成を行うことにより、保護者の学費負担の軽減、教育環境・教育水準の維持向上、学校経営の安定化を図ることができた。
- ・県内私立高等学校等における部活動等の施設・設備整備等に対して補助を行うことにより、その全国レベルでの活躍を通じて各学校の知名度を上げるとともに、各学校の魅力、特色づくりを進めることができた。
- ・私立学校実態調査などの調査を実施することにより、教育行政上の課題解決・将来計画の基礎資料とし、公教育を担う私立学校の向上を図ることができた。

【今後の対応】

- ・今後も私立学校の運営等に必要な予算を確保し、支援を継続していく。

②私立高等学校等の生徒の就学の支援〔総務部総務課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・家庭の状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して学校活動に専念できるよう、保護者等の所得に応じた就学支援金や奨学のための給付金の支給、また、高等学校等を設置する学校法人に対する授業料減免事業経費を助成了した。

〔取組の対象：私立学校〕

【評価】

- ・就学支援金、高等学校等奨学のための給付金及び授業料減免事業により、さまざまな理由により生活に困窮している低所得世帯の高等学校等進学希望者に対して、就学を援助することができた。

【今後の対応】

- ・今後も保護者の学費負担の軽減に必要な予算を確保し、支援を継続していく。

【総合評価】

私立学校に対する各種支援は学校法人の経営の安定化、保護者等の教育費負担の軽減や私立学校の教育環境・教育水準の維持向上に寄与しており、引き続き、適切な支援を実施していく。

4-(6)「生きる力」を支える健康づくり

【基本方針】

①望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、地域が一体となって取り組む「早寝・早起き・朝ご飯」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣が身に付けられるようにします。

②子どもたちの体力づくりの推進

体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育みます。

③食育の推進

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進します。

①望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進〔保健体育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・子どもの健康問題に対応するため、「しまねっ子元気プラン(第二次)」を策定し、関係課と目的・目標を共有しながら学校保健活動を推進している。各学校では、教職員、保護者、地域住民、学校医等で学校保健委員会等を組織し、子どもの健康課題の解決に向けた取組を進めた。
- ・子どもが主体的に健康課題に対処するスキルを身に付け、基本的な生活習慣を確立することを目指す「子どもの健康づくりサポート事業」を実施し、各学校で健康教育プログラムの実践を図った。
- ・「朝はいっぱいのみそ汁を飲もう！」をスローガンに、朝食摂取の大切さについてリーフレット配付などを通して学校、家庭、地域への啓発を図った。

〔取組の対象：小・中学校、高校及び特別支援学校の児童、生徒、教職員及び地域住民〕

【評価】

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーメディアデー」等、生活習慣づくりに取り組む学校や市町村の増加により、朝食摂取率は小・中学生とも全国平均に比べて高水準(小学校6年生は96.8%(全国平均95.6%)、中学3年生は96.1%(全国平均93.5%))にあり、朝食を中心に、望ましい生活習慣を身に付けることの大切さについて、啓発を図ることができた。

【今後の対応】

- ・すべての子どもが朝食を摂取できるよう栄養教諭や養護教諭を中心として個別指導等に取り組む。
- ・「和食」の推進に取り組み、和食フォーラムや和食推進のための授業実践等を通して、学校給食関係者や保育所関係者、保護者、児童生徒等に普及する。

②子どもたちの体力づくりの推進〔保健体育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・楽しみながら運動に取り組むことができる「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行った。また、この運動プログラムの普及・啓発のため、プログラムの中から数種目を選択し、全校体制で交流活動を行い、協賛企業から運動用具等が贈呈される「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を県内17会場（募集により選考）で開催した。
- ・「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンとして、学校教育活動全体を通じた体力づくりを推進し、全公立小中学校が「体力向上推進計画」をもとに学校体育の

【評価】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学校では男女とも全国平均より高いが、中学校では男子が全国平均並みで、女子は全国平均より低い。低下傾向に歯止めはかかっているが、島根県のピーク時の昭和61年の数値と比較すると依然低い状況にある。学校訪問等の機会を通して、幼稚園、小・中学校、地域との連携の重要性の認識は深まったが、体力向上には至っていない。

【今後の対応】

- ・生活習慣の変化による失われた動き・運動を補う必要があり、それぞれの実態

充実を図った。

- ・保健体育の授業力の向上のため、より専門性の高い教授等の指導者派遣を希望校に対して行い、学校体育の充実、教員の資質向上を図った。
- ・小・中学校、高等学校において、学習指導要領の各領域の適切な指導ができるように、学校と体育教員に対して情報提供したほか、研修活動を行った。また、体育の授業公開を伴う学校訪問を全小中学校において実施した。
- ・幼稚園や保育関係者等を対象に幼児期の指導者講習会を県内2箇所で実施した。
- ・県レクリエーション協会の指導者を派遣することにより、保育所、幼稚園、小学校等の昼休みや放課後等の時間を活用して、レクリエーションなど子どもが親しみやすい運動プログラムを提供した。

〔取組の対象：保育所、幼稚園、小・中学校、高校の児童、生徒及び教職員〕

に応じた運動プログラムにより、柔軟性や筋力、筋持久力などの数値を高める取組を行っていく。

- ・女子の運動離れや運動部活動離れに対応した教材の工夫、開発などによる授業の改善を図っていく。
- ・県内2箇所で実施した未就学児の指導者講習会には、多数の参加があった。幼稚園や保育関係者等に働きかけることにより、子どもが幼児期から様々な遊びや運動に積極的に親しみ、体を動かす習慣を身につけさせる。
- ・未就学児や小学生にレクリエーションなど適切な運動プログラムを提供し、楽しみながら体を動かすことにより、運動習慣のきっかけづくりを行う。

③食育の推進 [保健体育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・子どもたちが、食に関する知識と食を選択する力を取得し、望ましい食習慣を身に付けるために栄養教諭を中心に積極的に食育に取り組んでいる。特に、小学校では、島根県独自の食育教材である「食の学習ノート」を1、3、5年生に配付して、発達の段階に応じた指導を行った。

○食に関する指導を学校教育活動に位置付けた「食育の全体計画」の策定率：小学校95.7%、中学校89.6%、高等学校35.0%（平成27年度）

- ・児童生徒や保護者が、和食への関心を高めることを目的とした出前授業及び親子料理教室と食育フォーラムを開催した。
- ・和食の普及や和食文化の伝承を図るため、栄養教諭が教科等における食に関する指導を学級担任等とともに行い、県内13会場で公開した。
- ・学校給食の中で、地場産物の活用を進め、行事食や伝統食の献立を増やすことで、生産者の想いや地域の食文化への理解を深めた。

○学校給食での地場産物の活用割合：58.6%（平成27年度、食品数ベース）

割合は年々向上しており、島根県食育推進計画（第2次）の目標値である50%を達成している。

- ・「しまね・ふるさと給食月間」を6月と11月に実施することで、学校及び地域における食育の充実と学校給食における地場産物

【評価】

- ・「スーパー食育スクール事業」により、男女とも持久力の向上がみられたこと、保護者の食意識の向上が子供の栄養状態と体力向上につながったこと、などの食育の効果がみられた。

【今後の対応】

- ・栄養教諭の配置されていない県立高校での策定率が低いことから、該当校へ出前講座等を行い、食育の推進を図る。
- ・島根県地産地消促進計画では学校給食での地場産物の活用割合を平成31年度に63.0%を数値目標に掲げていることから、さらなる取組を推進する。
- ・各市町村での地場産物活用状況には地域差が見られるため、関係部局やJAやJF等との連携を図り、食材供給体制の整備促進に向けた意見交換会を開催するとともに、先進的な好事例を県内に普及し、活用割合を高めるよう努めていく。
- ・「スーパー食育スクール事業」の測定・調査対象である子供が中学校に入学したので、今後は中学校において、食事の改善と体力・運動能力との関係から食育の効果を検証する。

の活用割合の一層の向上を図った。

- 文部科学省委託事業であるスーパー食育スクール事業を実施し、「食とスポーツ」をテーマに、食育の効果を食事の改善と体力や運動能力との関係から検証を行った。

〔取組の対象：小・中学校、高校の児童、生徒及び教職員及び保護者〕

【総合評価】

「バランスのとれた食事」、「適度な運動」、「十分な休養と睡眠」など、望ましい生活習慣の大切さについて啓発を図ることができた。体力向上や食育の推進を図るために、教員の授業力の一層の向上を図ることが必要である。

4-(7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立

【基本方針】

①系統的な人材育成の実施

教員採用方針・教員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施します。

②学校訪問指導や研修等の充実

学校訪問指導や研修等のシステムを抜本的に見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成、効果を検証できる指導・研修システムの構築・実施に取り組みます。また、意欲のある教員を支援するため、自主研究組織の活性化を促進とともに、教員の多忙感の解消に向けた取組を進めます。

③管理職のマネジメント力の向上

社会や教育環境の急激な変化に的確に対応するために、管理職の意識改革を図ります。また、管理職専用の相談窓口を設置とともに、管理職の個別支援を実施します。このほか、指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ります。

④「学校活動の見える化」の推進

保護者の多様な価値観、ニーズに対応するために、「学校活動の見える化」を推進します。

⑤教職員の健康管理対策の推進

教職員一人一人が心身の健康を保持・増進し、資質能力を十分に発揮することができるよう、教職員の健康管理のための取組を推進します。

①系統的な人材育成の実施 [学校企画課]

【平成27年度の取組の概要】

- 教員採用について、募集説明会を県外4会場で新規開催、大学訪問を16から28大学に増やして実施。また、県外現職教諭の受験特例を拡大して受験者の確保を図った。

〔取組の対象：教員志望者〕

- 島根大学教職大学院設置にあわせ、大学・島根県教委・鳥取県教委の3者にて、山陰地域の教育力向上をめざす山陰教師教育コンソーシアムを設立した。〔取組の対象：大学・公立学校〕

【評価】

- 募集方法及び採用試験の工夫・改善により、平成27年度実施試験の出願者が98人増加し、優れた人材確保につながった。
- 中堅教員の育成を図る上で、山陰教師教育コンソーシアムにおいて始まる諸プログラムは、教師力向上及びリーダー育成の面での活用が期待できる。

【今後の対応】

- 本年度実施試験の出願動向等を分析して、引き続き受験者の確保に取り組む。
- 地域や学校の教育課題に対応できるスクールリーダー養成に向けて、教職大学院への計画的な人材派遣を進めていく。

②学校訪問指導や研修等の充実〔教育指導課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を精選・重点化するとともに、月曜日・火曜日を研修を行わない日に設定し、校内研修の時間を確保した。 ・指導主事が各学校に出向き、学校の課題等に応じた校内研修が活性化するように体制を整えた。 ・単発型の学校訪問指導に加え、学校の自主的・組織的な授業改善の取組を支援するための継続型の学校訪問を実施した。 <p>〔取組の対象：全校種の教員〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が学校に出かけて校内研修を支援することで、全教職員が同じ研修を受けることができ、学校の組織的な取り組みにつながった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修を活性化させるための支援を今後も継続していく。
--	---

③管理職のマネジメント力の向上〔学校企画課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職等育成プログラムに基づき、副校长・教頭研修において、新任者と経験者を組合せてマネジメントに関する研修を実施した。また、管理職が自校や個々の課題に基づいて自己研鑽を図ることを目的とし、年2回以上のセレクト研修を実施した。 ・管理職専用の相談窓口として配置した嘱託職員2名が、県内全域にわたって学校訪問を行い、管理職への助言を行った。 ・中堅教員の中から、将来管理職として指導的立場に立つ人物を育成するため、ミドルリーダー宿泊研修を新しく実施した。 <p>〔取組の対象：公立学校の管理職〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職が自ら設定した問題意識やテーマに基づいて研修を行ったことは、自校の諸課題の解決のみならず、管理職自身の自己のマネジメント力向上の機会として機能した。 ・ベテランの元管理職が学校現場へ直接出向いて管理職と交流する態勢があることは、研修と違う形で管理職育成に寄与している。 ・新規実施であったミドルリーダー宿泊研修は、中堅教員の意識の向上やマネジメント力の育成に一定の効果があった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー宿泊研修については、研修実施者による受講者への事前訪問、島根大学教育学部と連携して事前事後アンケートを工夫改善し、より良い研修となるように取り組む。
--	---

④「学校活動の見える化」の推進〔教育指導課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域住民との連携・協働の推進に向け、学校評価が実効性のある取組になるよう、働きかけをした。学校から家庭・地域への情報提供はすべての学校で行われており、保護者や地域の方を評価委員とした学校関係者評価もすべての学校で行われている。 <p>〔取組の対象：全校種の保護者及び地域〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会が作成した学校評価ガイドブック等を活用するなどして、すべての学校が学校評価を家庭や地域住民に公開することにつながった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、情報提供の充実と、学校評価の取組が学校・家庭・地域をつなぐツールとして機能するよう働きかけていく。
--	--

⑤教職員の健康管理対策の推進〔福利課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備・充実、メンタルヘルス研修会・心とからだの健康相談及び職場復帰支援の取組みの実施、過重労働による健康障害防止の取組みの実施等
- ・精密検査の受診率向上については、総合病院より身近で受診しやすい「かかりつけ医」の受診について、本人及び所属長への文書による通知や県立学校長会等の機会を通じて周知した。また、本人への通知後1ヶ月を経過しても受診の報告がない場合及び年度末の2回、所属長を通じて受診の確認及び未受診者への受診勧奨の依頼を行った。
- ・メンタルヘルス対策については、特に一次予防が重要であることから、教職員一人一人がストレスや心の健康について正しく理解し、ストレスケアの方法等を修得できる研修の機会を増やすよう、県立学校における臨床心理士による巡回相談の場を活用した校内研修会開催拡大の働きかけや、本庁等職員を対象にした人権同和問題職場研修とセットでの研修会の開催等に取り組んだ。

【平成26年度】

- ・定期健康診断等受診率
定期健康診断 99.3%
精密検査 63.2%
- ・メンタルヘルス研修会参加者
管理監督者対象 66人
全教職員対象 64人

〔取組の対象：教職員〕

【評価】

- ・精密検査の受診率が依然として低い
- ・メンタルヘルス対策については、県立学校における臨床心理士の巡回相談を活用した研修会の開催等により参加人数が大幅に増えた。

【平成27年度の実績】

- ・定期健康診断等受診率
定期健康診断 99.3%
精密検査 63.9%
- ・メンタルヘルス研修会参加者
管理監督者対象 66人
全教職員対象 58人
本庁等職場内研修会 191人
県立学校内研修会 575人
公立学校共済組合共催研修会 13人

【今後の対応】

- ・精密検査の受診率向上については、精密検査対象者への通知後1カ月経過しても受診の報告がない場合及び年度末の2回、所属長を通じて受診の確認及び未受診者への受診勧奨を依頼しているが、受診率が低い所属については、所属長への受診勧奨依頼を個別に行う。
- ・メンタルヘルス対策については、引き続き県立学校における臨床心理士による巡回相談を活用した校内研修会開催を働きかけるなど、研修機会の拡充を進める。
- ・平成28年度から実施するストレスチェック制度については、教職員への周知を十分に行い、円滑な実施を図るとともに、教職員自身によるセルフケアや管理監督者によるリンクケア等との連携に努める。

【総合評価】

教員採用において工夫・改善を進め、受験者拡大の面で成果を上げることができた。教員研修については、校内研修の時間を確保し、学校全体で研修を行うことで、管理職だけでなく、組織的な取組につなぐことができた。

管理職のマネジメント力の向上については、ミドルリーダーの育成に重点をおきながら取り組みを本格化させていく段階である。

教職員の精密検査の受診率は依然として低く、所属長による未受診者への受診勧奨の徹底など、引き続き受診率向上のための取組みが必要である。

メンタルヘルス対策については、精神疾患による休職者の割合が依然として高く、一次予防(メンタルヘルス不調の未然防止)を中心に取り組む必要がある。

4-(8)安全・安心な教育環境の整備

【基本方針】

①学校内外における安全確保の推進

引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。あわせて、防災教育、安全教育を計画的、継続的に取り組みます。

②危機管理対応の充実強化

様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の実動力を確保します。

③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

学校給食における衛生対策やアレルギー対策を関係部局等と連携を図りながら充実させます。また、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等への迅速な対応を図ります。

① 校内外における安全確保の推進

〔教育施設課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・市町村において公立小・中学校施設の耐震化や老朽化対策を適切に進められるよう、国庫補助の申請にあたり技術的助言を行った。
- ・市町村が非構造部材を含む耐震化対策を推進できるよう、国の補助制度における、補助単価の引き上げや、補助事業の下限額見直しなどについて、国に対し関係団体を通じて要望を行った。
- ・地震発生時に重大な人的被害を与える恐れのある大規模な吊り天井などの非構造部材の耐震化については、国担当者による研修会を開催し、対策の推進に努めた。
- ・県立学校においても、出雲工業高校など、耐震化対策も含め改築を進めた。

〔取組の対象:公立学校〕

【評価】

- ・県内の公立小・中学校の校舎等耐震化率は95.5%であり、100%に達していない。
- ・国全体の予算不足により、国交付金が市町村の要望どおり採択されないケースがあり、老朽化対策が計画的に進められていない。

【今後の対応】

- ・校舎等の耐震化が遅れている市町村に対し、ヒアリング等を通じて早期の耐震化対策の完了を促していく。また、非構造部材の耐震化対策についても、研修会などを通じて、市町村の取り組みを促していく。
- ・引き続き、国に対して耐震化・老朽化対策予算の確保や、補助事業の運用改善について、要望等を行っていく。
- ・県立学校においては、大規模修繕事業による老朽化対策や、非構造部材の耐震化を計画的に進める。

〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・学校安全担当者への研修(災害安全・交通安全・生活安全研修、プール管理研修など)を実施し、学校安全全般にかかる指導力の向上を図った。〔取組の対象:全校種の教員〕

【評価】

- ・県内5か所で開催した学校安全研修は、松江地方気象台から複数の講師を招き、より実態に即した研修を行ったことにより、担当者の理解力が深まった。

【今後の対応】

- ・学校安全研修は今年度も県内5会場で開催し、日赤島根県支部から講師を招いて心肺蘇生法の実技講習を実施し、各学校での対応に活かしてもらう。

② 危機管理対応の充実強化

〔総務課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・平成26年度に、島根原発30km圏内の全ての学校が作成した原子力災害発生時の対応を定めたマニュアルの実効性を高めるため、島根県原子力防災訓練に合わせて、各県立学校及び関係4市教育委員会と情報伝達訓練を行った。

【評価】

- ・各学校及び関係市教育委員会とも、被害状況を想定しながら、各学校のマニュアルの手順や関係機関の対応の手順を確認することができた。

【今後の対応】

〔取組の対象:公立学校〕

・今後も対応マニュアルの実効性を担保するため、原子力防災訓練訓練に合わせて、情報伝達訓練を実施するとともに、地域防災計画等の変更等がある場合には、対応マニュアルの改訂作業の支援を行う。

〔教育指導課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・学校危機管理の手引きに基づく危機管理体制について、学校安全研修等を通じて各学校の取組を支援した。
- ・管理職研修において、リスクマネジメントに関する講座を実施し、学校危機管理の強化を図った。〔取組の対象:全校種の教員〕

【評価】

- ・危機管理に対する意識の向上と、指導者としての資質の向上がみられた。

【今後の対応】

- ・各学校で作成されている学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを図りつつ、実際に合わせた危機管理対応を行うよう、指導していく。

③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実〔保健体育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・学校給食での食物アレルギー対応や異物混入の未然防止のための危機管理体制を整備するため、管理職や栄養教諭、学校給食関係者等を対象とした研修会において「学校危機管理の手引き」の周知徹底と衛生管理の向上を図った。

○学校給食への異物混入事案は、平成26年度が16件、平成27年度は3件

○学校給食で食物アレルギー対応を行っている児童の割合：平成26年度、27年度ともに1.8%

- ・学校給食の衛生管理に関する調理場訪問を行い、調理場の課題の把握と改善に向けた指導を行った。

- ・学校における感染症の早期探知、早期対応や危機管理体制の充実を図るため、感染症情報収集システムのフォローアップ研修を実施した。

○感染症情報収集システムの加入率・入力率：小・中・高等学校・特別支援学校とも100%

〔取組の対象：小・中学校、高校、特別支援学校の教職員〕

【評価】

- ・「県版食物アレルギー対応ハンドブック」の作成を通して、県内関係機関との連携を図ることができた。

【今後の対応】

- ・学校給食への異物混入事案については、引き続き、学校給食関係者研修会や栄養教諭・養護教諭の研修会、健康教育研修会等で「学校危機管理の手引き」、「アレルギー疾患に対応するガイドライン」、「島根県食物アレルギー対応ハンドブック」について周知徹底を行い、市町村教育委員会や関係機関と連携し異物混入防止に取り組んでいく。
- ・文部科学省が配布した「アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの要約版」や「研修用DVD」等に併せて、平成27年度に作成した「島根県食物アレルギー対応ハンドブック」等を活用した実践的な研修会を開催する。
- ・今後も感染症情報収集システムを活用し、関係各課と連携しながら感染症対策を行う。

【総合評価】

県立学校の校舎等の耐震化は平成27年度末で完了したが、市町村の公立小・中学校の耐震化率はまだ100%に達していない。今後とも、県内の公立小・中学校施設並びに県立学校施設における耐震化や老朽化対策の計画的な推進を図り、学校施設の安全を確保する。

また、様々な危機管理事案への対応については、学校安全研修等による教職員の危機管理意識の向上や各種対応マニュアルの不断の点検などを通じて、引き続き危機管理体制の確立を図っていく。

4-(9)学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進

【基本方針】

①地域全体で子どもを育む取組の充実

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むための連携・協力の充実を図ります。

②子どもを支える大人の学習機会の充実

家庭や地域において子どもを育むために必要とされる資質の向上を図る取組を推進します。

③社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

社会教育主事の資格を持つ教員の小・中学校への配置を促進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協力した社会教育を推進します。

①地域全体で子どもを育む取組の充実 [社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会を開催し、指導者研修の企画及び事業の検証等を行った。
- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業関係者等が集まり、実践発表交流会を実施し、島根の子どもを支える人の実践発表や協議を通して、各地域での実践の充実と地域全体で子どもを育む気運の向上を図った。
- ・福祉部局や児童相談所と連携して、家庭外や地域社会における親の学びを支援することに重点を置いた親学プログラム2を開発し、そのプログラムの進行役（親学ファシリテーター）も併せて養成（H27：44名、H26:108名）し、その普及・啓発を行った。

〔取組の対象：放課後支援コーディネーター〕

- ・ボランティア・児童クラブ関係者、学校支援コーディネーター・ボランティア、親学ファシリテーター・家庭教育支援員、県市町村社会教育担当者、公民館等職員、社会教育主事]

【評価】

- ・全市町村で放課後子ども教室または放課後児童クラブのいずれかが導入されている。放課後子ども教室は全小学校区のうち71.4%（H26：67.9%）、放課後児童クラブは71.4%（H26：71.2%）において設置されている。設置している小学校区の割合は、増加傾向にあり、子どもが放課後や休日に安心して過ごせる環境を広げることができた。
- ・親学プログラム2の実施回数は、平成26年の22回から57回へ、参加者数も519人から1,505人と3倍に増加している。それに合わせて従来の親学プログラムの活用件数も増えており、親の学びの機会や大人同志がつながることのできる場づくりを広げることができた。

【今後の対応】

- ・今後は、放課後子ども総合プランの数値目標達成に向けて、関係部局と連携し、円滑なプラン推進の方策を検討する。
- ・平成27年12月に出された中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を受けて県としてどのように地域・学校・家庭が連携・協働した取組を推進していくか検討する。

②子どもを支える大人の学習機会の充実 [社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・210小学校区中、150小学校区（71.4%）で開設された放課後子ども教室において、放課後や週末等に地域住民の参画を得て、年齢の異なる子ども同士による体験活動が実施されるよう、支援を行った。
- ・県内4つのPTA連合会による連合組織（島根県PTA連合会合同連絡協議会）が

【評価】

- ・放課後子ども教室に平成27年度は延べ約52,000人（1箇所平均約320人）の大人がコーディネーター、教育支援員、サポートーやボランティア等として関わっており、関わる大人が年々増加する傾向にある。また、合同研修会は、各PTA連合会の総会、役員会、広報

合同研修会を実施した。

- ・親学プログラムを活用した研修会を18市町村において計235回実施した。

延べ参加者数：6,266人（1研修平均参加者数：約26人）

- ・関係部局等と連携し、いじめ・児童虐待に 対応する親学プログラム2の開発と普及に取り組んだ。

○20のプログラムからなる「親学プログラム2」の実施版が完成

○親学2対応ファシリテーター養成講座

- 6回実施（43名養成）（H26～27：152名養成）

〔取組の対象：親学参加者、親学ファシリテーター〕

誌等で周知され、参加者数も年々増加している。このように、地域の子どもを地域ぐるみで育む気運の醸成と体制づくりを進めることができた。

- ・県が養成した親学ファシリテーターが進行する親学プログラムを活用した研修回数は235回で、前年度より65回増加している。また、親学プログラム2は、親だけでなく、地域で子育てに関わる全ての大人を対象としており、地域全体で家庭教育支援を行う機運を高めることができた。

【今後の対応】

- ・今後は、親学以外の家庭教育への支援の方策についても検討していく。

③社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進〔社会教育課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・6市9町1村へ22名の「社会教育主事」を派遣し、市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりに努め、ふるさと教育、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、実証！「地域力」醸成プログラム等の事業を推進した。
- ・社会教育主事の資質向上を図る研修会を9回（内1回は初任者研修）行った。
延べ参加人数 303人
- ・広島大学で開催される社会教育主事講習に11名の小中学校教員を派遣した。

〔取組の対象：社会教育主事〕

【評価】

- ・派遣社会教育主事を受け入れている市町村においては、ふるさと教育推進事業、学校支援地域本部、放課後子ども教室などの社会教育関係事業が積極的に実施された結果、学校支援の体制がある小中学校の割合が82%、放課後支援の体制がある小学校区の割合が91%となるなど、学校・家庭・地域の連携体制づくりを進めることができた。
- ・社会教育主事の資格を取得した教員（9名）が講習で学んだ成果を生かし、所属する学校において学校・家庭・地域が連携協力するための実践活動を行い、関係者の理解促進を高めることができた。

【今後の対応】

- ・今後も、社会教育主事の専門性を生かし、それぞれの市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力による実践活動を支援するとともに、実践の成果等を周知していく。

【総合評価】

学校支援、放課後支援、家庭教育支援、土曜日の教育支援にかかる地域の大人が増加し、地域の子どもを地域ぐるみで育む気運の醸成と体制づくりを進めることができた。また親学プログラム2に対応した親学ファシリテーターがさらに養成され、従来の親学プログラム、親学プログラム2を活用した大人の学びの機会の提供を図ることができた。

4-(10)社会教育の振興

【基本方針】

①公民館活動の充実による「地域力」の醸成

公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)を高める取組を推進します。

②社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

③社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

社会教育施設(図書館)における学習支援の取組を充実させ、県民の生涯学習を推進するとともに、青少年教育施設(県立青少年の家、県立少年自然の家)における青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

④青少年の人材育成の推進

公民館等が行う地域づくり活動への参加などを通して、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。

①公民館活動の充実による「地域力」の醸成 [社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・公民館等が多世代のつながりや学びの場を意図的に設定し、多世代が協働することで地域を担う次世代の育成や世代間の交流を促すモデル事業を6館で実施した。
- ・中学校区単位の複数の公民館が連携して「ふるさと教育」を行う公民館ふるさと教育推進モデル事業を実施した。
- ・モデル事業の実践を基に、地域力醸成のノウハウを事例集にまとめ、県内の全公民館等や県外の関係者へも配布し、広く情報発信した。

[取組の対象：地域住民]

【評価】

- ・モデル公民館6館において若者世代が核となり、地域の実態に応じて地域の子どもから高齢者までの交流を図ることができた。
- ・若者を中心とした団体が結成され、地域活動に積極的に関わる地域も出てきていた。

【今後の対応】

- ・今後も、モデル事業の実施や事例集の発行等によりモデル公民館における取組を県内全域に広げていく。

②社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実 [社会教育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・市町村の社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的知識(学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど)を提供する人材養成研修を実施した。

○対象者別研修：5講座(参加者：539人)

○その他の研修：3講座(参加者：352人)

○市町村支援事業における研修(参加者：1,087人)

- ・親としての役割や子どもの関わり方の気づきを促すための研修会を進行する手引書(マニュアル)「親学プログラム」の普及のために養成した親学ファシリテーター(進行役)による「親学プログラム」を活用した学習会が235回開催され、延べ参加者数は6,266名であった。

・情報誌「しまねの社会教育だより」を発行

【評価】

- ・社会教育研修センターが実施した人材育成研修に1,978人の受講があり、市町村等や関係団体において、学習支援事業を企画・実施・運営できる社会教育実践者が増加した。

【今後の対応】

- ・引き続き、地域において住民の学習活動を支える社会教育指導者等の養成を行い、人材養成と調査・研究に特化した取組を進める。学習成果が個人内にとどまらず、地域課題の解決に向けた実践活動に結びつくよう指導者養成に力を入れていく。

- ・市町村の社会教育指導者・担当者、公民館関係者などの社会教育実践者や指導者のスキルアップやプログラム企画等に役立つ情報誌を今後も継続して発

<p>し、市町村の社会教育・生涯学習に関する指導者・担当者に、県の社会教育行政の取組内容や市町村の実践事例等の情報を提供了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習情報の提供や相談対応、教材の貸出・閲覧業務等を行った。 ・西部社会教育研修センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業教材（CD・テープなど）の室内視聴や貸出を行った。 <p>〔取組の対象：研修参加者、県民〕</p>

行する。

③社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実 [社会教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置した。 ・地域における学習支援機能の充実のため、県内各地で、図書館関係職員研修やボランティア研修、親子読書関連研修などを開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ○図書館関係職員（初任・専門・出前講座等）研修：12回（参加者：215人） ○島根県図書館協会関連研修：2箇所（参加者：69人） ○ボランティア研修、親子読書アドバイザー講座等：17箇所（参加者：339人） ○親子読書関連研修（保護者、保育士、学校司書等）：35箇所（参加者：994人） <p>〔取組の対象：司書、社会教育主事〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館が中心となって、公共図書館職員や学校図書館職員等を対象とした各種研修会を開催したことにより、職員等のスキル向上や資質の向上を図ることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も県内すべての公立図書館サービスの充実や公立小中学校における学校図書館の充実や活用を推進するため、図書館の司書、ボランティア等の専門性や資質を高めるための人材養成研修に継続的に取り組む。
--	---

④青少年の人材育成の推進 [社会教育課]

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の地域参画促進を目的として、公民館職員による企画提案事業（東部3公民館等、西部1公民館）、大学生による企画・提案事業（西部1公民館）を実施した。 ・モデル事業の実践を基に、若者の地域参画を促す公民館等の働きかけやノウハウを事例集にまとめ、県内の全公民館等や県外の関係者へも配布し、広く情報発信した。 <p>〔取組の対象：公民館職員、大学生〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の地域参画促進事業では、モデル事業の実施により、県立大学浜田キャンパスの学をが中心に、地元の若者が地域活動に参加する機会が増えた。 ・若手公民館職員によるモデル事業の企画、実施（4公民館等）を通して若者が積極的に地域活動に参加するようなモデルを開発することができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、モデル事業をもとに若者の地域参画を促進する取組をさらに推進していくとともに、公民館等の働きかけやノウハウについて検証をする必要がある。
--	---

【総合評価】

社会教育研修センターでは、社会教育指導者を対象とした講座や、市町村支援事業を実施することにより、計画的な指導者養成を図ることができた。

また、モデル公民館等を中心に、若者の地域参画などの地域課題についての学びの場の提供や多くの住民を巻き込みながら、課題解決に向けた実践活動に繋げる取組みを実施することができた。今後は、地域課題の解決に向けて積極的に取り組む住民や地域の次世代を担う人づくりを行う公民館等を支援する必要がある。

4-(11)生涯・競技スポーツの推進

【基本方針】

①スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

生涯にわたって県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようにするために、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを進めます。

②競技の普及、競技力の向上の一体的な推進

競技人口のすそ野を広げ、優秀な競技者を発掘して強化・育成するという、競技の普及と競技力の向上を一体的に推進します。また、スポーツを「する」選手・指導者、「見る」観戦者・応援者、「支える」地域の運営・支援体制の連携強化を進めます。

③ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

中国ブロックで開催する平成28年度全国高等学校総合体育大会、平成30年度全国中学校総合体育大会の準備・開催を契機に、ジュニア層を中心とした競技力向上を図ります。

④運動部活動の活性化と指導者の育成の充実

運動部活動の活性化により、競技力向上を図るとともに、運動部活動の指導者の確保と資質の向上を図ります。

①スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実 [保健体育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・県内各地で10月のスポーツ推進月間を中心年に年間を通してスポーツ・レクリエーション祭を開催し、様々な種目のスポーツ・レクリエーションを体験する場を設けた。
- ・しまね広域スポーツセンターと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・育成の支援や地域スポーツ指導者のスキルアップ研修等を実施した。
- ・健常者と障がい者がスポーツ・レクリエーション活動と一緒に楽しむことができるモデル事業を4団体で実施した。また、障がいの方のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大と誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを目指してリーフレットを作成し、関係団体に配布した。

[取組の対象: 県民]

【評価】

- ・スポーツに取り組んでいる人の割合が微増したが、今後取り組んでみたいという人の割合は減少している。

【今後の対応】

- ・スポーツに今後取り組んでみたいという人の割合は38.5%あることから、そういう思いの多い年齢層（女性40歳代：家族形成期）を対象とした取組を行っていく。
- ・スポーツ・レクリエーション祭では障がいのある方の参加が年々増えているので、今後も、関係団体とより一層連携して県民誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいく。
- ・総合型地域スポーツクラブの周知や助言等の支援を行うとともに、地域住民がスポーツ活動への参加意識を高めることにつながる事業や広報活動を推進する。
- ・健常者と障がい者が一緒にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる事業や障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に対する指導者等の拡大を図ることにより、健常者と障がい者が一

緒にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ場を増やしていく。

②競技の普及、競技力の向上の一體的な推進 [保健体育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・国体候補選手を対象とした県外遠征や招請合宿等を実施するとともに、県外の優秀な指導者を招致し、県内指導者の研修会を実施した。
- ・学校や競技団体（国体選手や小中高生対象）にスポーツトレーナーやスポーツ栄養士等を派遣した。（延べ33校 2団体に75名）
- ・選手やチームのサポートのため、国民体育大会（本大会及び中国ブロック大会）にコーチやトレーナーを派遣した。
- ・競技団体が行う地域と一体になった普及強化活動費を38団体に助成した。

〔取組の対象：競技スポーツ者〕

【評価】

- ・国民体育大会の成年の部の入賞種目数は7種目で前年度と同じであり、島根総合発展計画で目指している16種目に達しておらず、成年の競技力向上は達成できなかった。

【今後の対応】

- ・目標入賞数未達については、競技団体が計画する中長期的な普及強化の取組を支援し、ジュニアから成年まで継続的に競技スポーツの推進に取り組んでいく。
- ・競技団体への助成を行うことにより、競技人口の拡大とそれに伴わる指導者等の養成を行い、競技力の向上と競技の普及を図る。
- ・専門的な知識をもったトレーナーやスポーツ栄養士等のサポートによる選手の体づくりやコンディション調整等を支援する。
- ・県外遠征や招請合宿等を実施し選手強化を図るとともに、将来的にオリンピックや世界選手権などで活躍できる選手を輩出できるよう競技力の向上に努める。

③ジュニア層を中心とした競技力向上の推進 [保健体育課]

【平成27年度の取組の概要】

- ・高校重点校指定競技や中学生指定競技の選抜選手を県外へ派遣するとともに、県外の強豪校等を招致し、県内高校生と合同練習等を実施した。
- ・平成28年度全国高等学校総合体育大会中国ブロック開催に向けての選手強化により、中高生の県外遠征や高校の招請合宿等のジュニア層の競技力向上・強化を図った。
- ・県内でチーム人数の多い4競技（サッカー、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール）について、西部拠点校を指定し、県外遠征を実施した。
- ・国体競技にないオリンピック女子競技種目選手（高校生）の県外遠征を実施した。

〔取組の対象：競技スポーツ者（少年）〕

【評価】

- ・少年の全国大会での入賞種目数は58種目で前年度より6種目の増となり、島根総合発展計画で目指している47種目は達成し、少年の競技力は高まった。

【今後の対応】

- ・全国大会での入賞種目数については今後も競技団体、中体連、高体連等各関係機関が連携しながら、競技力の向上に努めていく。
- ・将来的な展望に立った中・長期的対策を地域と一体となって実施することにより、ジュニア層の選手強化と普及並びに優秀な指導者の育成を図る。
- ・中国ブロックで開催される平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催を契機に、ジュニア層を中心とした強化を図る。
- ・西部拠点校制度により西部地区の競技の普及と強化を図る。

④運動部活動の活性化と指導者の育成の充実【保健体育課】

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・高等学校を対象とした選手強化のため、「特別体育専任教員制度」、「スポーツ推進教員制度」、「重点校制度」、「スポーツ特別推薦制度」を設け、全国レベルの大会において活躍する選手の育成に取り組んだ。・運動部活動指導者を必要としている中学校及び高等学校に180名の地域の優秀な指導者を派遣した。また、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を開催した。 <p>【取組の対象：競技スポーツ者（少年）】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域指導者の派遣、顧問研修の充実を通して、運動部活動の活性化を図ることができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・専門的な知識を持った運動部活動地域指導者の派遣要望は年々増加しており、また、運動部活動地域指導者の派遣は、チームの競技力の維持・向上につながっていることから、今後も地域指導者の確保や充実により、部活動指導者の育成と運動部活動の活性化を図っていく。・全国レベルの優秀な指導者を招致し、指導法及び実技の研修を実施することで、指導者の資質や指導力向上を図る。
--	---

【総合評価】

成年の競技力の強化は今後も課題であるが、全体としては概ね目標は達成できた。今後更にスポーツ愛好家の裾野を広げる必要がある。

4-(12)文化財の保存・継承と活用

【基本方針】

①文化財の保存・継承の推進

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、新たな文化財の指定、選定を行うとともに、保存、継承活動などへの支援を行います。

②歴史文化情報の全国発信の充実

「神々の国しまね」プロジェクトなどにより高まった本県の歴史文化への関心を維持し、高めていくため、関係部局と連携を図りながら、県内外への継続的な情報発信を展開します。

③歴史文化の調査研究の推進

島根固有の歴史文化の調査研究を推進します。

④古代出雲歴史博物館などの活用推進

古代出雲歴史博物館などの施設では、展示機能や教育機能を中心に情報発信力を更に強化し、利用を促進します。

⑤石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、全容解明に向けて取り組むとともに、遺跡を適切に保全し、分かりやすく伝えていくための整備、活用、情報発信を大田市と連携して進めます。

①文化財の保存・継承の推進【文化財課】

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・修理・整備の緊急性の高い建造物、美術工芸品及び史跡を中心に、48件の文化財について保存のための助成を実施した。・文化財の指定・登録に向けて市町村とともに取り組みを推進した。・県指定無形文化財の伝承者養成にかかる助成を行った。 <p>【取組の対象：県民一般、観光客等】</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・文化財の所有者及び所在市町村教育委員会と文化財の保存状況について情報を共有しつつ、計画的に修理・整備を実施することができた。・新たに国宝1件、国史跡1件、国登録有形文化財4件が指定・登録された。・新たな国宝指定を契機に県民の文化財に対する関心が高まった。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・国、市町村と連携して文化財の修理・整備
--	--

が計画的に実施されるよう努める。

- ・県内の優れた文化財のうち未指定のものについて、その価値を調査・研究し新たな指定を目指す。

②歴史文化情報の全国発信の充実〔文化財課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・出雲国風土記に関するシンポジウム・連続講座を開催した。
- ・5県共同による古代歴史文化賞を実施した。
- ・14県共同による古代歴史文化共同研究を進めるとともにシンポジウムを開催した。
- ・松江城天守国宝指定記念シンポジウムの開催等により、首都圏、関西圏を中心に歴史文化の情報発信を通年で行った。

〔取組の対象:県民一般、観光客等〕

【評価】

- ・県外で実施したシンポジウム・講座等には年間約6,800名(前年比2,400名増)の参加者を集めることができた。またその反応も良好で、島根の歴史文化に対する興味・関心を高めることができた。

【今後の対応】

- ・調査・研究の成果を基に、島根の歴史文化の魅力を効果的、継続的に県外へ情報発信していく。また、他県との連携により歴史文化に対する全国的な関心が高まるよう取り組みを推進する。

③歴史文化の調査研究の推進〔文化財課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・島根の考古、古代史、中・近世史、民俗の4分野に関する基礎的な調査・研究を行った。
- ・近世・近代の石見焼き、隠岐の黒曜石、石見の中世領主等をテーマとした調査・研究を行った。
- ・「古代祭祀と地域社会」、「日本海沿岸における潟湖における景観と生業の変遷」の研究成果を基に、古代出雲歴史博物館で「百八十神坐す出雲」、「入り海の記憶」の2つの企画展を実施した。

〔取組の対象:県民一般、観光客等〕

【評価】

- ・先史時代における隠岐の黒曜石原産地を特定するなど、多くの調査・研究の成果を得られた。
- ・研究成果を基に実施した古代出雲歴史博物館の2つの企画展には約34,000人の観覧者があったほか、県内各地での講座開催により、調査・研究の成果をタイムリーに県民に伝えることで、歴史文化に関する関心を高めることができた。

【今後の対応】

- ・基礎研究を継続するとともに、島根の特徴的な歴史文化をテーマに設定した調査研究を行い、研究成果の情報発信を様々な形で行う。

④古代出雲歴史博物館などの活用推進〔文化財課〕

【平成27年度の取組の概要】

- ・古代出雲歴史博物館では年6回の展覧会を開催したほか、博学連携プログラムにより小・中学校、高等学校の利用促進を図った。
- ・八雲立つ風土記の丘では、企画展等を年6回開催したほか、工作体験教室、国府まつり等の様々な普及交流事業を実施した。

〔取組の対象:県民一般、小・中・高校、観光客等〕

【評価】

- ・県内外から古代出雲歴史博物館には年間255,000人、八雲立つ風土記の丘には年間24,000人の来館者があり、島根の歴史文化の持つ魅力をアピールすることができた。
- ・古代出雲歴史博物館の博学連携プログラムには小・中・高校あわせて84校、約5,000人の利用があり、県内の児童・生徒に対し、郷土の豊かな歴史文化を理解してもらえる場を提供できた。

【今後の対応】

- ・今後も県内外からの観覧者に島根の歴史文化の素晴らしさをわかりやすく伝える展覧会の開催に努めるとともに、講座やイベントの開催等をとおして幅広く情報発信を行う。
- ・古代出雲歴史博物館が開館から10年を迎

えるにあたり、常設展のより良い展示方法等について検討を行う。

⑤石見銀山遺跡の保全管理と情報発信〔文化財課〕

<p>【平成27年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・石造物調査、文献調査、間歩調査などの基礎調査やテーマ研究を継続実施した。・伝統的建造物の保存修理や遺跡の修理・整備を行った。・石見銀山遺跡の歴史的価値を県内外に紹介するための講座を近畿圏等で6回開催した。・遺跡の価値をよりわかりやすく伝えるための「まちあるきマップ」を作成し来訪者に配布した。 <p>〔取組の対象: 県民一般、観光客等〕</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・調査研究の成果を報告書として発行するとともに、県内外の講座には、570人の参加者を集め、石見銀山の価値や魅力を情報発信することができた。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・世界遺産登録10周年に向けて、石見銀山遺跡の調査研究を更に進めるとともに、登録10周年記念展をはじめ、その成果をわかりやすく国内外へ広く情報発信する取り組みを行う。
--	--

【総合評価】

様々な取組みにより、県内外へ島根の歴史文化の持つ魅力をアピールすることができ、島根の歴史文化に対する興味・関心を高めることができた。
文化財を保存・継承していくための修理・整備については、今後も国及び市町村と連携しながら着実に進めていく必要がある。

3 島根県総合教育審議会の主な意見（平成28年8月1日開催）